

## 都市計画マスタープラン改定にむけて

### 1 都市計画マスタープランとは

都市計画法第 18 条の 2 において、「市町村は議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とされており、都市計画マスタープランは、この「都市計画に関する基本的な方針」にあたるものです。我孫子市では現在、新たな基本構想の策定作業を進めており、その内容に即して都市計画マスタープランを改定することになります。また、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、略称“区域マス”と呼ばれるもので、千葉県が広域的見地から定める都市計画に関する基本的な方針です。今後、令和 6～7 年度にかけて見直す予定となっています。

### 2 都市計画における土地利用に関する方針の変遷

本市において、人口の増加に合わせて、昭和 40 年代から 60 年代にかけては、計画的に市街化区域の拡大を続けてきましたが、バブル経済の崩壊後は、自然環境の保全に力を入れ、市街化区域原則不拡大の方針へと舵を切りました。しかし、人口減少・少子高齢化の進展に伴う働く世代の減少や企業の撤退などに伴う税収の減少により、都市としての衰退が危ぶまれるようになったことから、持続可能な都市を構築するために、自然的土地利用がなされている市街化調整区域について、絶対に保全すべき領域と、市の発展のための開発はある程度許容する領域とに分けることとしました。平成 23 年には基本構想をそのように見直し、平成 24 年には併せて現在の都市計画マスタープランをスタートさせました。

### 3 策定作業中の新しい基本構想の方向性

人口減少・少子高齢化と人口構成の不均衡は、「まちの活力の根源に関わる課題」であり、また、老朽化する公共施設や都市基盤の更新等により、行財政を取り巻く環境が一段と厳しくなることが見込まれています。

このような状況においても、今後も持続可能な自立した都市として発展していくためには、厳しい財政状況を踏まえつつ、これまで進めてきた施策を着実に進めるとともに、本市が持つ資源や魅力を磨き上げ、まちの活力をより一層高めしていく必要があるとしています。そのことから、土地利用など、都市計画マスタープランと密接に関係する部分については、次のような点について、力を入れていく予定です。

- ① 住みやすさに配慮した土地利用の誘導
- ② 新たな企業誘致に向けた土地利用の検討
- ③ 交流人口の拡大に向けた土地利用の誘導

#### 4 都市計画マスタープラン改定において考慮すべき事項

社会情勢の変化や、策定作業中の基本構想の方向性を踏まえ、次のようなキーワードに着目して都市計画マスタープランの見直しを検討すべきと考えます。

##### ① 人口減少・少子高齢化

既に我が国全体として抱える共通のテーマとなっており、これからのマスタープランにおいては人口減少・少子高齢化を前提とした中での都市づくりをテーマとしなければならないと考えます。

##### ② コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

人口減少・少子高齢化と、これに起因する空き地・空き家問題など「市街地のスポンジ化」を見据え、持続可能なコンパクトな都市を構築するため、国は、立地適正化計画によるコンパクトシティと交通ネットワークの形成を一体的に推進しています。

本市では、これまでも極めてコンパクトな集約型都市構造（歩いて暮らせる都市づくり）の構築を数十年来継続するとともに、計画的かつ優先度をもった都市計画道路の整備や旅客運送事業者との連携により、公共交通の充実を図ってきました。

今後は、少子高齢化などに対応して、便利で快適で活力のあるコンパクトなまちづくりを推進するため、従来の集約型都市構造の構築に加えて、空き地・空き家対策などについての視点が重要となります。また、高齢化の進展やライフスタイルの多様化に配慮した公共交通の充実の視点が必要です。

##### ③ 市街化区域内農地の在り方と都市公園の機能の充実

これまで、市街化区域内農地については、生産緑地制度により、緑地として保全すべき農地を生産緑地に指定し、生産緑地以外の農地は、人口増加に伴う宅地需要に対応するため積極的に宅地化すべきもの（宅地化農地）とされてきました。

しかし、人口減少時代を迎え、生産緑地制度の抜本的な見直しなどにより「農地は都市にあるべきもの」と考え方が大転換されました。そのような中であって、都市と農地の関係性について視点を持つ必要があります。

また、公園利用者の目的に合わせて公園機能の充実を図る必要があります。

#### ④ 東側地区の定住化推進

本市では、概ね天王台と湖北の間を境として、西側の常磐線沿線と比べ、東側の成田線沿線では従来から人口が少なく、また、人口の減少傾向も顕著にみられます。

本市のいわゆる東側地区における定住化には、市としてこれまでも力を入れており、特に東側地区における住宅（地）のあり方などのビジョンを示す必要があると考えます。

#### ⑤ 購買行動の実状

多くの品目について、市内で買い物をするか否かの、いわゆる自給率が、近隣市との比較において、表1のとおり、何れも最下位となっています。商圈や商業の吸引力が脆弱であり、多くの市民が他市に買い物に出かけています。この市民ニーズにこたえるべく、商業構造の見直しについて、ビジョンを示す必要があると考えます。

表1 品目別自給率比較表（単位：％）

	衣料品	文化品	耐久品	家庭日用品	食料品	その他
柏市	86.9（1）	90.3（1）	92.5（1）	93.7（4）	92.4（3）	90（1）
船橋市	82.8（2）	82.9（2）	78.5（3）	94.3（3）	93.2（2）	86.8（2）
印西市	78.5（3）	80.4（3）	87.3（2）	88.1（8）	84.1（7）	71.1（5）
松戸市	73.7（5）	78.3（4）	76.1（4）	94.9（2）	95.2（1）	81.8（3）
市川市	56.3（8）	67（6）	60.3（6）	90.1（6）	84.9（6）	65.4（6）
野田市	76.1（4）	74.1（5）	74.3（5）	95.1（1）	92.1（4）	71.9（4）
流山市	57.5（7）	54.8（8）	32.3（8）	92（5）	90.9（5）	61（8）
鎌ヶ谷市	61.6（6）	58.2（7）	45.2（7）	89.5（7）	83（8）	64.9（7）
我孫子市	48.2（9）	34.8（9）	20.2（9）	80.1（9）	79.3（9）	53.9（9）

※ カッコ内の数字は、自給率の順位を示す。

#### ⑥ 工業系土地利用

企業の撤退に伴う土地利用転換が進んだこともあって、本市の工業系土地利用は、表2のとおり、近隣市に比べ際立って少ない状況になっています。持続可能な都市の構築及び職住近接の観点から、工業系土地利用の考え方に触れていく必要があると考えます。

表2 東葛飾地域6市の用途地域面積の比較（単位：ha）

	我孫子	柏	流山	鎌ヶ谷	松戸	野田
都市計画区域面積	4,319	11,474	3,527	2,108	6,138	10,355
市街化区域面積	1,615	5,453	2,151	1,073	4,444	2,395
工業系地域	43	569	83	61	350	512
面積割合	2.7%	10.4%	3.9%	5.7%	7.9%	21.4%
商業系地域	68	194	99	52	246	96
面積割合	4.2%	3.6%	4.6%	4.8%	5.5%	4.0%

【資料：千葉県及び各市のホームページ等より】

#### ⑦ 防災・減災のまちづくり

気象の変化など様々な要因により、これまで経験したことのないような地震・風水害等が全国的に発生している状況を踏まえ、本市においても東日本大震災の被災・復興の経験を活かし、防災・減災の視点にたったまちづくりの検討が必要です。

### 5 新たな都市計画マスタープランの方向性

上記の視点を踏まえ、次のような方向性で都市計画マスタープランの改定を行っていきたいと考えます。

- ① コンパクトな都市構造を維持しつつ、本市におけるプラスネットワークの考え方に触れていきます。
- ② 市の東側地区では、人口減少と高齢化の進展に伴い住宅需要が西側地区と比べ停滞していますが、地価の水準が低いことや住宅取得支援などの取組により、住宅を取得しやすい環境にあります。これをプラスに捉えて、マイカーや公共交通により商業施設などへ容易にアクセスが可能で、かつ、身近に「自然」や「農」などの緑あふれる、ゆとりある住宅地の供給を目指したいと考えています。
- ③ 駅前の各拠点の機能としては、物を売る場所に加え、コミュニティーの形成の機能を持たせることとし、市民の購買行動の移動手段別傾向にも対応した、新たな商業拠点の必要性も示し、市民サービスの向上に資する土地利用を提唱したいと考えます。
- ④ 持続可能な都市の構築に資する市街化調整区域の一定規模の工業系土地利用を支援するとともに、千葉・柏道路が本市を通過する計画として具現化される場合には、インターチェンジ周辺において、商業系も含め、積極的

に土地利用の転換を図っていくことを提唱したいと考えます。

- ⑤ 市として進めている観光系の土地利用について、整合を図ってゾーニングをしていきたいと考えます。
- ⑥ 市のシンボルロードである公園坂通り（我孫子駅前・八坂神社～手賀沼公園前）については、賑わいのある中心拠点の形成を図るため、歩行者主体の“歩きたくなる道”として整備すべく、沿道土地利用も含めた将来ビジョンを示していきたいと考えます。

## 我孫子都市計画

### 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成28年3月4日

千葉県

我孫子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

## 目 次

1. 都市計画の目標	1
1) 都市づくりの基本理念	1
① 千葉県の基本理念	1
② 本区域の基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	4
1) 区域区分の決定の有無	4
2) 区域区分の方針	4
① おおむねの人口	4
② 産業の規模	5
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	5
3. 主要な都市計画の決定の方針	6
1) 都市づくりの基本方針	6
① 集約型都市構造に関する方針	6
② 広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針	6
③ 都市の防災及び減災に関する方針	6
④ 低炭素型都市づくりに関する方針	6
2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	7
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	7
③ 市街地における住宅建設の方針	8
④ 特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	8
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	9
3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 交通施設の都市計画の決定の方針	10
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	12
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	13
4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	14
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	14
② 市街地整備の目標	14
5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	14
① 基本方針	14
② 主要な緑地の配置の方針	15
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	16
④ 主要な緑地の確保目標	17



# 1. 都市計画の目標

## 1) 都市づくりの基本理念

### ①千葉県の基本理念

本県では、人口減少や少子高齢化の進展、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）等の広域道路ネットワークの波及効果、防災性の向上、低炭素社会の構築、豊かな自然環境の保全等、都市を取り巻く社会経済情勢の変化や、それに伴う様々な課題に対応した都市計画の取組が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本県の今後の都市づくりは、「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」「人々が安心して住み、災害に強い街」「豊かな自然を継承し、持続可能な街」の4つの基本的な方向を目指して進めていく。

「人々が集まって住み、活力あるコミュニティのある街」

低未利用地や既存ストック等を活用しながら、公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造とし、地域コミュニティが活性化したまちづくりを目指す。

「圏央道等の広域道路ネットワークの波及効果により活性化する街」

広域道路ネットワークの整備を進めるとともに、インターチェンジ周辺等にふさわしい物流等の新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進により、地域の活性化を目指す。

「人々が安心して住み、災害に強い街」

延焼火災を防ぎ緊急輸送路ともなる幹線道路、様々な災害に対応するための避難路や公園等のオープンスペース等の整備・確保、河川や都市下水路等の治水対策、密集市街地の解消等を進め、安全性、防災力を向上させた都市の形成を目指す。

「豊かな自然を継承し、持続可能な街」

身近な自然環境を保全・創生し、景観に配慮した良好な居住環境の形成や低炭素社会に配慮した持続可能なまちづくりを目指す。

### ②本区域の基本理念

本区域は、千葉県の北西部に位置し、都心から30km圏域内の距離にある。区域は、南北に4～6km、東西に約14kmの細長い形状を呈し、地形は、南に手賀沼、北に利根川という水域にはさまれた標高0～20mの低地形となっている。市街地は、主に東西に細長い台地上に形成され、市街地の周りには斜面林や農地、水辺などの自然環境が残されている。

本区域の歴史は古く、縄文時代には定住社会が形成されていた。江戸時代には水戸街道と成田街道の開通により宿場町として栄え、明治29年、東日本旅客鉄道常磐線の開通により本格的な近代化が進展した。

明治22年の町村制の施行により我孫子町、湖北村、布佐町となった2町1

村が、昭和30年に合併して我孫子町となり、昭和45年に県下22番目の市として我孫子市が誕生した。この頃から、東京のベッドタウン化による急激な宅地開発に伴って人口が急増し、住宅都市として変貌を遂げる一方で、多くの緑が失われ手賀沼の水質が悪化するなど、貴重な自然環境に少なからぬ影響が生じてきた。こうした中、手賀沼の水質浄化をはじめとした、住民主体のさまざまなまちづくり活動が活発に展開されるとともに、北千葉導水事業や下水道の整備が進み、手賀沼の水質も大きく改善してきた。

一方、近年、少子高齢化の進展とともに、人口が減少に転じている中、若い世代の定住化に向けて、交通や買い物などの生活の利便性の向上や、子どもを生み育てやすく働きやすい環境づくりが大きな課題となっている。また、新たな企業の立地誘導や、手賀沼をはじめとした自然環境や歴史文化資源を生かした魅力的な空間づくりなどによって、産業や観光を振興し、まちに活力や交流、にぎわいを生み出していくことも重要となっている。さらに、近年では局所的な集中豪雨等による浸水被害が発生するとともに、平成23年の東日本大震災では液状化や放射能汚染等の被害が発生し、改めて、災害に強く環境にやさしい都市づくりを積極的に進めていくことが求められている。

このような背景を踏まえ、我孫子市が目指す将来都市像「手賀沼のほitori心輝くまち～人・鳥・文化のハーモニー～」の実現に向けて、我孫子市の全域を我孫子都市計画区域とし、住民とともに取り組んでいく都市づくりの目標を次のように定める。また、その実現にあたっては、まちづくりの主役は住民であるという共通認識のもと、住民をはじめ、住民団体や事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、相互に連携・協力しながら取り組んでいく。

- 自然環境を保全し、自然を身近に感じられる都市づくり
  - ・市街地では、秩序ある土地利用を誘導し、開発にあたっては緑の保全や創出に努める。市街地の周辺では、自然環境の保全に努め、自然を身近に感じられる都市づくりを進める。
- 環境負荷の少ないコンパクトな都市づくり
  - ・5つの鉄道駅を中心とした都市機能の集約化や、公共交通の利便性の向上に取り組み、徒歩や自転車で生活できるコンパクトな都市づくりを進める。併せて、環境にやさしい住宅づくりや、円滑な道路交通網の整備などにも取り組み、環境負荷の少ない都市づくりを進める。
- 安全で快適に住み続けられる都市づくり
  - ・総合的な水害対策や建物の耐震化等に取り組み、災害に強い都市づくりを進めるとともに、自然とふれあえる環境の充実、駅周辺の魅力や利便性の向上、公共施設の充実やバリアフリー化、良質な住宅供給などに取り組み、安全で快適に住み続けられる都市づくりを進める。
- 固有の自然や歴史文化資源を活かした景観形成と魅力ある都市づくり
  - ・手賀沼に代表される貴重な自然環境や歴史文化資源を広域的な交流資源として活用するとともに、市民によるうるおいのあるまちなみ景観の創出を図りながら、市外の人にも訪れてもらえる個性的で魅力的な都市づくりを進める。
- 活力と交流・にぎわいのある都市づくり
  - ・中心拠点や地区拠点の都市基盤整備を進め、商業・業務施設の集積を図ると

ともに、住宅地における工場や作業所などの集団化、新たな都市の発展に寄与する企業の立地誘導、手賀沼などの資源を活かした観光振興等に取り組み、活力と交流・にぎわいのある都市づくりを進める。

## 2) 地域毎の市街地像

本区域については、コミュニティの単位として駅を中心に形成されている地区のまとまりを踏まえ、我孫子、天王台、湖北、新木及び布佐の5地区に区分する。各地区の市街地像は、以下のとおりである。

### ○我孫子地区

本地区は、我孫子市の玄関口となる東日本旅客鉄道常磐線と東日本旅客鉄道成田線の我孫子駅が位置し、本区域の中心地としての役割を担っている。また、かつて白樺派をはじめとした多くの文人や知識人たちが、手賀沼の豊かな水辺や斜面林の織りなす風景に惹かれて居を構え、今でも歴史や文化を感じさせる多くの史跡や、都市のオアシスとなる豊かな水辺空間が残っている。本地区では、こうした資源を生かしたまちなみの形成を図るとともに、中心拠点にふさわしいシンボルロードの整備を進め、自然と歴史が人を結び、魅力と活気にあふれた市街地の形成を目指していく。

### ○天王台地区

本地区には、東日本旅客鉄道常磐線の天王台駅と東日本旅客鉄道成田線の東我孫子駅が位置し、我孫子地区と同様に手賀沼の豊かな水辺空間が広がっている。また、地区北側の利根川をはさんで茨城県と接している本地区は、都心のみならず茨城県とも結びつきが強く、大規模な事業場や大学、研究所などが立地し、多様な交流が育まれている。本地区では、こうしたポテンシャルを生かし、新たな産業や文化、研究機能の集積に努めながら、暮らしの中に躍動のある市街地の形成を目指していく。

### ○湖北地区

本地区は、東西に細長い本区域の中央に位置し、自然豊かな古利根沼や谷津等の独特な自然環境に囲まれている。また、かつて湖北村であった歴史的経緯や人口規模などから、東日本旅客鉄道成田線の湖北駅を中心に比較的独立した生活圏を形成しているが、その一方で、隣接する天王台地区とを結ぶバス交通が充実し、都心へのアクセス性も高い。本地区では、こうした特徴を活かし、ふるさとの香りに包まれ、周辺の自然環境と調和した快適な市街地の形成を目指していく。

### ○新木地区

東日本旅客鉄道成田線の新木駅が位置する本地区の北側には、旧市街地と昭和40年代に開発された住宅地が形成され、利根川沿いに広がる農地や斜面林等の田園環境に囲まれている。地区南側には、近年、土地区画整理事業により新しい市街地が整備され、さらにその南に手賀沼干拓地の広大な田園風景が広がっている。本地区では、このような環境のもと、新木駅の駅舎や自由通路の整備を進めるなどして、新旧のまちが融合した閑静でゆとりのある市街地の形成を目指していく。

### ○布佐地区

東日本旅客鉄道成田線の布佐駅が位置する本地区は、隣接する印西市や茨城

県利根町との結びつきが強く、我孫子市の東の玄関口となっている。地区東側は、水運で栄えた歴史の中で伝統的な祭りが継承され、世代を超えた人と人との交流が盛んであるが、東日本大震災では液状化により多くの家屋が被災した。また、地区西側には、大規模に開発された住宅地が整然と広がり、地域をあげての景観づくりや防災などの取り組みが活発である。本地区では、こうした特性や背景を踏まえ、東の玄関口として、交通結節機能の充実を図るとともに、人々が集い安全にいきいきと暮らせる市街地の形成を目指していく。

## 2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、区域区分を定めるとした根拠は以下のとおりである。

首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置する本区域は、区域区分を定めることが法的に義務づけられており、昭和44年に現行の都市計画法が施行されたことに伴い、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地の整備と農業や自然環境との調和と保全を図るため、区域区分を定めてきた。この結果、計画的な市街地整備の進展や良好な都市環境形成に大きな効果をもたらしてきた。

本区域は、東京都心から30km圏内にあり、昭和40年代以降は東京のベッドタウンとして宅地開発が進行し、人口が急増した。昭和50年代以降は、市街地開発事業の進展や民間による大規模開発等により市街化が一層進行し、人口も増加傾向で推移してきたが、平成23年を境に人口は減少に転じた。しかし、その一方で、世帯数の増加傾向は続いている。

こうした中、少子高齢化等に対応するため、各地区の中心となる鉄道駅周辺では土地の有効・高度利用によって都市機能の集積が求められる一方、都市に残された貴重な緑地等自然環境への配慮も必要となっている。

このような観点から、無秩序な市街化の抑制と自然環境の保全を図るため、区域区分を継続する。

### 2) 区域区分の方針

#### ① おおむねの人口

本区域におけるおおむねの将来の人口を次のとおり想定する。

区分	年次	
	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口	約134千人	おおむね123千人
市街化区域内人口	約125千人	おおむね115千人

なお、平成37年においては、上表の外に千葉県全体で保留人口が想定されている。

## ②産業の規模

本区域における将来の産業の規模を次のとおり想定する。

区分		年次	
		平成 2 2 年	平成 3 7 年
生産規模	工業出荷額	約 165 億円	おおむね 1,600 億円
	卸小売販売額	約 1,076 億円	おおむね 1,230 億円
就業構造	第一次産業	約 0.7 千人 (1.3%)	おおむね 1.0 千人 (1.8%)
	第二次産業	約 9.7 千人 (18.0%)	おおむね 11.2 千人 (20.3%)
	第三次産業	約 43.4 千人 (80.7%)	おおむね 43.1 千人 (77.9%)

なお、平成 3 7 年においては、上表と合わせ千葉県全体で産業の規模が想定されている。

## ③市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 3 7 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成 3 7 年
市街化区域面積	おおむね 1,615ha

(注) 市街化区域面積は、平成 3 7 年時点における保留人口フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

### 3. 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 都市づくりの基本方針

##### ①集約型都市構造に関する方針

本区域では、我孫子駅、天王台駅、湖北駅、新木駅、布佐駅の5つの鉄道駅を中心に形成された5つの地区のまとまりが東西に連担して市街地が形成され、これまで、各駅からおおむね1.5km圏内の徒歩や自転車で生活できるコンパクトなまちづくりを進めてきた。

今後も引き続き、市街地の無秩序な拡散を抑制しながら、5つの各駅周辺を中心に都市機能の集約化を進めるとともに、各地区間の交通ネットワークを強化し、集約型都市構造の実現を図っていく。

また、少子高齢化が進む中、子どもを生き育てやすい環境や、高齢者をはじめ誰もが安全で快適に暮らせる環境の充実を図るため、各地区に必要な子育て支援や医療、福祉等の施設の立地を促進するとともに、市民バス等による交通不便地区の改善や、駅周辺を中心に公共施設のバリアフリー化等に努める。

##### ②広域幹線道路の整備に対応した業務機能等の誘導に関する方針

新たな広域幹線道路が計画される場合には、市民生活や自然環境に十分配慮するとともに、まちの発展に生かせるよう、本区域内の幹線道路との結節点周辺等の競争力の高い地区で業務機能等の誘導に努める。

##### ③都市の防災及び減災に関する方針

都市型水害の発生を抑制するため保水性・浸透性のある自然的土地利用の保全、雨水排水施設の整備等総合的な水害対策を進める。また、防火地域・準防火地域の指定による建築物の不燃化、地震発生時における建築物等の倒壊やそれに伴う緊急輸送道路の閉塞等の対策として建築物の耐震化や液状化対策への支援を進めるとともに、災害時における避難・救援活動に必要な道路幅員や公園、緑地等のオープンスペースの確保に努める。また、土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築行為等の抑制に努め、災害に強い都市づくりを進める。

##### ④低炭素型都市づくりに関する方針

公共交通機関の利便性の向上、自転車の利用環境の改善などによる歩いて暮らせるまちづくりの推進、交通渋滞の抑制に資する効率的な道路交通体系の構築、太陽光発電の設置や誘導支援、建築物の屋上壁面緑化の推進等により、低炭素型都市づくりの実現を図る。

#### 2) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、5つの鉄道駅を中心に形成された5つの地区のまとまりが東西に連担し、全体として東西に細長い市街地が形成されており、今後もこれらの地区のまとまりを市街地として配置する。

各地区においては、駅を中心に日常生活の拠点を形成し、徒歩や自転車利用を主体としたコンパクトなまちの形成を目指すとともに、各地区間を交通網で結び、

本区域全体としてもバランスのとれた市街地の形成を図る。

本区域では、我孫子駅北西部の工業地の土地利用転換により、工業地が大きく減少する一方、住宅地の一部では中小工場や作業所が混在し、産業の効率的な発展を妨げている。こうした中、まちに活力を生み出す産業の振興を図るため、中小工場などの集団化や新たな企業立地に向けた取組を進めていく。

また、本区域の消費動向を見ると、本区域外への流出傾向が顕著であることから、消費者の購買意欲を高め、区域外への流出防止につながる魅力的な商業系土地利用の誘導に努める。

一方、市街地外縁部に位置する斜面林や谷津、水辺等の貴重な自然環境を極力保全するとともに、市街化調整区域に広がる農用地の利用増進に努め、秩序ある土地利用を図ることを方針とする。

## ①主要用途の配置の方針

### a 業務地

各地区の中心となる鉄道駅周辺は、行政等の公共サービスをはじめとした業務機能の集積を図るため、業務地として配置する。

### b 商業地

各地区の中心となる鉄道駅周辺は、商業施設を中心とした利便施設の集積を図るため、商業地として配置する。

#### ア. 中心商業地

我孫子駅周辺は、本区域全体の需要に対応した広域的な商圈を担う商業機能や、福祉、文化、交流などのさまざまな機能が集積する本区域の中心核としてふさわしい商業地として配置する。

#### イ. 一般商業地

天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅周辺は、地域住民の日常購買需要を満たす各地区の中心的な商業地として配置する。

### c 工業地

台田1丁目とその周辺地区は、住宅地の環境保全に十分留意しつつ、既存工業地として配置する。また、日の出地区は、現在の良好な緑の景観の維持を図りつつ、工業地として配置する。

### d 住宅地

我孫子駅、天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅の各駅の商業・業務地の周辺に広がる住宅地については、今後も住宅地として配置し、居住環境の維持・向上に努める。

## ②市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### a 商業・業務地

本区域の商業・業務活動の中心的な役割を果たす我孫子駅周辺と各地区の中心核となる駅周辺については、商業・業務地にふさわしい高密度の土地利用を促進する。

### b 住宅地

商業・業務地の周辺や、国道6号をはじめとした幹線道路沿いと鉄道沿いは、中高層住宅地を中心とした高密度の土地利用を図る。その他の住宅地は、低層戸建て住宅地にふさわしい低密度の土地利用を図る。

### ③市街地における住宅建設の方針

#### a 住宅建設の目標

本区域における住宅の質的向上や居住環境の水準の向上を図るため、住宅建設の目標を次のとおり設定する。

- ア. 千葉県住生活基本計画に定める誘導居住面積水準の達成世帯数の一層の向上を目指す。また、できるかぎり早期に、すべての世帯が千葉県住生活基本計画に定める最低居住面積水準を確保できるよう努める。
- イ. 災害に対する安全・安心、緑や景観、市街地のゆとりある空間の形成による美しさ・豊かさ、良好なコミュニティ・市街地の持続性、高齢者・子育て世帯等の日常生活を支えるサービスへのアクセスのしやすさ等、居住環境水準の維持・向上を目指す。
- ウ. 人口減少が進む中、定住人口の維持・増加につながるよう、ライフステージごとの住宅需要や、世帯の増加、住替え等の住宅需要に見合った住宅建設を促進する。

#### b 住宅建設のための施策の概要

本区域の住宅建設の目標を達成するため、次の施策の展開に努める。

- ア. 市営住宅については、老朽施設の改修やバリアフリー化などの改善を計画的に実施するとともに、UR都市機構や民間の賃貸住宅の活用を視野に効率的な供給を進める。また、県営住宅も含め、住宅困窮者に対する情報提供に努める。
- イ. 民間住宅については、リフォームや耐震化などへの支援、住宅の新築・増改築などの建築全般に関する情報提供や相談サービスを行い、良質で安全な住宅の普及に努める。
- ウ. 住宅用太陽光発電システムや雨水貯留タンクなどの設置を支援し、環境負荷の少ない住宅の普及に努める。
- エ. 定住人口の維持・増加につながるよう、若い世代や子育て世代に対する住宅取得支援や、親子の近居・同居などへの支援の充実に努める。

### ④特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

#### ア. 土地の高度利用に関する方針

我孫子駅周辺では、本区域の玄関口にふさわしい都市空間の創造と中心商業・業務地としての機能の充実を図るとともに、駅に近い立地条件を活かした利便性の高い住宅の供給を図るため、土地の高度利用を進める。天王台駅、湖北駅、新木駅及び布佐駅の周辺では、地区拠点にふさわしい商業・業務機能の充実や利便性の高い住宅の供給を図るため、土地の高度利用を進める。

#### イ. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工混在の見られる一部の地域については、工場の集団化を図るなど用途の純化に努める。

#### ウ. 居住環境の改善又は維持に関する方針

布佐駅南側地区では、都市計画道路や公園、下水道などの整備を進めるとともに、地区計画により良好な居住環境の形成を図る。

建築行為や開発行為に対しては、公共施設などの適正な配置誘導を行うとともに、建築物や屋外広告物の色彩などの規制誘導や緑化誘導を行うほか、空き家対策特別措置法に基づき空き家の適正管理を促し、良好な居住環境の



維持・改善に努める。

エ. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

我孫子市の「緑の基本計画」や「景観形成基本計画」に基づき、市街地に残された貴重な緑地の保全や都市の風致の維持に努める。そのうち、特に重要な手賀沼沿いの斜面林については、「手賀沼沿い斜面林保全条例」を活用するとともに、船戸特別緑地保全地区の維持等により、積極的な保全に努める。その他の緑地については、「緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例」を活用し、保全に努める。

⑤市街化調整区域の土地利用の方針

本区域では、市街化調整区域のうち、市街地を取り巻く、手賀沼や古利根沼などの水辺、農用地区域に広がる集団的な優良農地、身近で緑豊かな斜面林など、重要な自然環境がある区域は、保全する。その他の農地や緑地などの自然的土地利用がなされている区域については、自然環境を保全することを基本とし、区域の一部で新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図る場合には、自然環境の保全・創出に努める。

また、優良な農地との調和、防災、自然環境の形成及び秩序ある都市的土地利用の実現の観点から、次のとおり市街化調整区域の土地利用の方針を定める。

ア. 優良な農地との健全な調和に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿いの農用地区域に広がる集団的な優良農地は、今後とも積極的に保全し、その他の農地についても保全に努める。

イ. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿い一帯の低地部は、河川の溢水や湛水等の災害が発生するおそれがあるため、市街化の抑制に努める。

また、急傾斜地等土砂災害の恐れのある区域については、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定により、開発行為の制限等を図り、安全性を確保する。

ウ. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

手賀沼周辺や利根川沿いの低地部に広がる水田や台地外縁部の斜面林は、本区域の景観や風土を形成するうえで大きな役割を果たしており、こうした自然構造をまちづくりに活かしていくため、今後も保全に努める。

エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

まちに活力を生み出す土地利用について、農林漁業等との調和や自然環境の保全・創出を図りつつ、地区計画の活用等により計画的に誘導する。

なお、千葉県全体で平成37年の人口フレームの一部が保留されている。

については、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった区域について、保留された人口フレームの範囲の中で農林漁業等との必要な調整を図りつつ市街化区域に編入する。

### 3) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### ①交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

###### ア. 交通体系の整備の方針

本区域は、千葉県北西部に位置し、茨城県をはじめ常磐・東北方面と首都東京を結ぶ交通の要衝の地となっている。

本区域における広域的な幹線道路としては、国道6号、国道356号、主要地方道船橋我孫子線、都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線、県道我孫子利根線、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道我孫子関宿線があり、広域的な交通需要に対応するとともに、本区域と周辺都市を結び付けている。

これらの広域的な交通需要に対応する道路網は、本区域において、おおむね市街地の外縁部に配置されており、市街地内の居住環境を保全する道路体系を構築している。

鉄道については、東日本旅客鉄道常磐線と東日本旅客鉄道成田線が本区域の中央を横断し、路線バスや市民バスなどの公共交通と連携しながら、本区域に欠かせない大量交通輸送機関として大きな役割を果たしている。

また、人口減少社会と超高齢社会の進展が見込まれる中、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりに向けて、駅舎や駅周辺などのバリアフリー化や、バスや鉄道などの公共交通の利便性向上を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、将来の交通需要に効率的、効果的に対応するため、本区域の交通体系の整備の方針を、次のとおり定める。

- ・ 幹線道路網の適切な配置と段階構成によって、通過交通と地域内交通の分離を図り、良好な居住環境を保全する交通体系の確立
- ・ 鉄道やバスなどの公共交通と自動車交通との適正な機能分担が図れる交通体系の確立
- ・ 自転車や歩行者が安全に通行できる自転車道や歩道の整備と、駅舎や駅周辺などを含めたバリアフリー化による、誰もが外出しやすい交通環境の整備

なお、本区域における自動車交通需要は今後も微増が見込まれている一方で、自動車交通の渋滞箇所が比較的少ないことから、今後は、長期未着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替可能性等を検証し、見直しを行う。

###### イ. 整備水準の目標

都市計画道路については、現在、市街地面積に対し約1.6km/km<sup>2</sup>（平成22年度末現在）が整備済みであり、引き続き、交通体系の整備の方針に基づき、地域の実情に応じて効率的に整備を進める。

##### b 主要な施設の配置の方針

###### ア. 道路

本区域における広域的な幹線道路として、東西方向の国道6号、国道356号、都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線、県道我孫子利根線、南北方向の主要地方道船橋我孫子線、主要地方道千葉竜ヶ崎線、主要地方道我孫子関宿線を配置し、都市計画道路3・5・15号根戸新

田・布佐下線などの整備を進める。これらの広域的な幹線道路の整備によって、通過交通を円滑に処理し、市街地への通過交通の流入を抑制する。

本区域内外の円滑な交通流動を図るため、こうした広域的な幹線道路と有機的に結び付くようにその他の幹線道路を配置し、都市計画道路3・4・14号手賀沼公園・久寺家線などの整備を進める。

各地区においては、幹線道路と地区の核となる駅前とを結ぶ駅前線を配置し、未整備路線の整備に努めるほか、柏市が行っている北柏駅北口の土地地区画整理事業との整合を図るため、(仮称)根戸・花戸原線を検討する。また、道路網と公共交通網の有機的な結合を図るため、地区の核となる5つの駅前に駅前広場等を配置し、整備に努める。

また、本区域周辺における増大する交通需要を支えるため、主要道路網の機能強化を図っていく必要がある。

なお、我孫子駅と手賀沼公園を結ぶ公園坂通りについては、本区域の中心拠点にふさわしいシンボル道路として整備を進める。また、利根川周辺に集積している公共施設へのアクセス性を高めるため、新たな道路を検討する。

#### イ. 鉄道等

鉄道については、本区域に欠かせない大量交通輸送機関として、運行本数の増加や東日本旅客鉄道成田線の複線化等を促進し、輸送力の強化や運行サービスの向上を図る。

#### ウ. 駐車場

##### ○自動車駐車場

中心商業・業務地や駅周辺等の駐車需要の高い地区については、民間有料駐車場を主体に駐車場の整備を促進する。

##### ○自転車駐車場

各鉄道駅周辺で、自転車駐車場の整備と利用促進に努める。

### c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

主要な施設	名称等
道路・駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅周辺の交通機能の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・5・16号我孫子・布佐線 (土地地区画整理事業施行地区内の区間)</li> <li>都市計画道路3・4・13号布佐駅前線</li> </ul> </li> <li>・ 中心地区やその他の地区の関連交通機能の向上               <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・4・14号手賀沼公園・久寺家線</li> <li>都市計画道路3・4・10号青山・日秀線</li> <li>都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線</li> </ul> </li> <li>・ 市内各拠点の連絡強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・5・23号新木駅・布佐南線</li> </ul> </li> <li>・ 広域的連絡機能強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線</li> </ul> </li> <li>・ 駅前広場               <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本旅客鉄道布佐駅東口駅前交通広場</li> </ul> </li> </ul>

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

## ②下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア. 下水道及び河川の整備の方針

##### ○下水道

本区域の貴重な水辺空間である手賀沼は、高度経済成長期における急激な都市化に伴って水質の汚濁が進んだことから、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を策定し、手賀沼流域関連公共下水道の整備を行うなど、関係機関において水質の浄化に努力しているところである。

一方、市民生活の面においても、衛生的で快適な生活環境の向上や水害の軽減・解消に向けて、下水道の整備が望まれるところであるが、平成25年度末現在、本区域における手賀沼自然流域内の下水道（汚水）の普及率は85%、区域全体としては82%にとどまっている。

こうした中、公共水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、次の方針に基づき、下水道施設の整備を積極的に進めていく。

下水道施設は、汚水と雨水の分流式とし、汚水は、引き続き、手賀沼流域下水道計画と整合を図りながら、市街化区域で特に人口密度が高く投資効果のある地区から、手賀沼流域関連公共下水道として段階的に整備を図っていく。雨水は、放流先の河川と十分整合を図りながら下水道の雨水幹線で処理する。水害常襲地区では、雨水管や調整池、ポンプ排水設備などの整備を進め、水害の軽減・解消に努める。

##### ○河川

本区域の主な河川として、一級河川利根川、一級河川手賀沼、一級河川手賀川及び準用河川つくし野川がある。

これらの河川は、本区域の雨水排水に大きな役割を果たしているとともに、本区域の自然風土に深い影響を与えており、都市における自然環境空間や生物生息空間としても重要である。

しかし、市街化の進展や集中豪雨の増加などに伴って相対的に浸水に対する安全性が低下しつつあることから、河川の整備を推進するとともに、農地や緑地の保全を図り、河川の流域が本来有している保水遊水機能の確保に努める。

また、市街地の開発にあたっては、地区の有する従来の保水遊水機能に配慮しながら、雨水排水施設や雨水流出抑制施設の整備などによる総合的な水害対策を講じ、河川への流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努める。

#### イ. 整備水準の目標

##### ○下水道

目標年次の平成37年には、人口の稠密な既成市街地とその周辺の市街地を中心に処理が可能となるような水準を目標とする。また、おおむね20年後には、市街化区域の全域の処理が可能となるような水準を目標とする。なお、汚水処理施設については、「千葉県全区域汚水適正処理構想」に基づき、施設の整備を進める。

○河川

本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとする。また、一級河川手賀沼については、湖沼水質保全計画の目標達成を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

公共下水道の整備については分流式とし、手賀沼流域下水道計画と整合を図り、生活環境の改善や公共用水域の水質の保全が図られるよう市街化区域を中心に排水区域を配置する。

雨水幹線や調整池等の雨水施設は、浸水被害を効果的に軽減できるよう配置し、整備する。

イ 河川

手賀沼と利根川については、河川ごとに定められる河川整備計画に合わせて配置し、整備する。

手賀沼については、本区域の治水の安全性を高めるため、良好な水辺環境の保全、創出に留意しつつ、堤防の整備を推進するとともに、引き続き水質浄化に努める。

また、手賀沼及び利根川については、生物の生息環境に配慮しつつ、河川敷や堤防等を活用し、手賀沼及び利根川の風景や自然に親しめる空間づくりに努める。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設等は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
下水道	・手賀沼流域関連公共下水道 高野山地区、下ヶ戸地区、湖北駅北口地区、新々田地区の污水管渠、污水施設の整備  根戸地区、久寺家地区、我孫子4丁目地区、若松地区、寿地区、柴崎地区、天王台地区、布佐地区の雨水管渠、雨水施設の整備
河川	・一級河川手賀沼 堤防の整備 ・一級河川利根川 堤防の整備

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設等を含むものとする。

③その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の充実や良好な都市環境の維持・向上を図るうえで必要なその他の都市施設については、長期的な展望に立ち、今後の社会情勢の変化や人口、住民ニーズなどの動向を的確にとらえながら整備を進める。

## b 主要な施設の配置の方針

### ア. ごみ処理施設

ごみ処理施設については、現施設の老朽化に伴い、新たな施設の整備を進める。整備にあたっては、循環型社会の実現に向けて、さらなるごみの減量化や資源化、無害化に寄与し、余熱利用が可能となる施設の整備に努める。また、安全な処理体制を確立するとともに、防災拠点としての機能の確保に努める。

### c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

都市施設	名称等
ごみ処理施設	我孫子クリーンセンター

## 4) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 主要な市街地開発事業の決定の方針

地区名	方針
我孫子駅前地区	土地区画整理事業（我孫子駅南側）により、道路や公園などの都市基盤施設がほぼ整備された地区である。事業の早期完了を目指すとともに、土地の高度利用やビルドアップを促進し、本区域の中心地区にふさわしいまちなみの形成を図る。

### ② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとする。

事業名等	地区名称
土地区画整理事業	・我孫子駅前地区

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとする。

## 5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### ① 基本方針

本区域の自然環境は、手賀沼や利根川、古利根沼の豊かな水辺、農地、斜面林が一体となって形成され、歴史や風土とあいまって本区域独自の景観を呈し、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な存在となっている。特に、手賀沼とその周辺の農地、斜面林が織りなす水辺空間は、かつて白樺派の文化人たちを惹きつけ、今でも首都圏における貴重なオアシスとなっている。

しかし、斜面林をはじめとした緑地については、都市化の進展に伴って減少傾向にあることから、本区域の都市づくりにあたっては、自然環境との調和に十分配慮するとともに、良好な都市環境を支えるうえで重要な緑を積極的に保全、創出していくことが求められている。

こうしたことから、我孫子市の「緑の基本計画」に掲げる緑の将来像「人・鳥・くらしを育む緑豊かな水辺のまち—あびこ—」と、その実現に向けた4つ

の基本方針「緑を守る・つくる・育てる・市民の緑づくりを進める」に基づき、公園や緑地などを系統的にバランスよく配置するとともに、市民や事業者と連携しながら、魅力ある緑の空間の整備、保全に努める。

○緑地の確保目標水準

緑地確保目標水準 (平成47年)	将来市街地に対する割合	都市計画区域に対する割合
	約8% (約131ha)	約37% (約1,600ha)

○都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成22年	平成37年	平成47年
都市計画区域内人口 一人当りの目標水準	21.4 m <sup>2</sup> /人	23.9 m <sup>2</sup> /人	26.8 m <sup>2</sup> /人

②主要な緑地の配置の方針

本区域の豊かな水と緑の保全を図り、併せて文化性、歴史性を織り込んだ魅力あるまちづくりを進めるため、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成といった緑の重要な機能の観点から、以下の配置方針により、緑地の整備、保全に努める。

**a 環境保全系統**

- ア. 手賀沼や利根川、古利根沼の水辺空間とこれらに面する斜面林や岡発戸・都部の谷津は、本区域の緑の骨格を形成するものであるため、積極的な保全に努める。
- イ. 根戸城跡、景観重要樹木に指定されている緑1丁目の柳宗悦邸跡の保全樹木、天神山緑地、緑2丁目の志賀直哉邸跡、高野山の水神山古墳、社寺林など、歴史的、文化的にも価値の高い緑地の保全に努める。
- ウ. 電力中央研究所の外周林や根戸小学校周辺の樹林地など、市街地の縁辺に残る緑地の保全に努める。
- エ. 手賀沼周辺や利根川の広大な農地は、自然の生態系を支える重要な緑地として保全に努める。
- オ. 斜面林や水辺を緑の骨格としてとらえ、手賀沼公園、五本松公園、利根川河川敷などの緑の拠点を結ぶ軸を中心に、古利根沼周辺や岡発戸市民の森、中里市民の森の風致公園、根戸城跡の歴史公園などを計画的に配置し、整備に努める。

**b レクリエーション系統**

- ア. 多くの市民の利用に供する緑地として、地区公園である手賀沼公園や湖北中央公園、气象台記念公園を配置する。  
また、日常的な生活圏などを考慮し、身近に安心して利用できる遊び場として街区公園を配置するとともに、レクリエーション遊具や健康増進器具などの備わった近隣公園を配置し、整備に努める。
- イ. 親水性の高いスポーツ・レクリエーションの場として、利根川河川敷の緑地を配置する。
- ウ. 市民が水辺や生き物にふれあえる場所として、古利根沼とその周辺の樹

林地の保全と活用に努める。

- エ. 手賀沼沿いに緑道を配置し、五本松公園や手賀沼公園、根戸城跡の歴史公園、その他の史跡等を結ぶようにし、レクリエーション活動の中で歴史、文化が広く、永く伝承されていくよう、整備に努める。

### c 防災系統

- ア. 手賀沼公園、高野山桃山公園、五本松公園、柴崎台中央公園、天王台西公園、中峠亀田谷公園、南新木沖田公園は一時避難場所として、湖北台中央公園、气象台記念公園、布佐南公園は広域避難場所として位置付ける。中峠亀田谷公園は防災機能を有する公園として活用する。また、火災の延焼防止機能も有する街路樹の整備を進める。
- イ. 地すべり等の災害の防止に資する緑地として、台地縁辺部の斜面林の保全に努める。
- ウ. 火災などの災害や騒音等の公害の緩和に資する緑地として、日本電気事業場と電力中央研究所外周の樹林地の保全に努める。

### d 景観構成系統

- ア. 本区域を代表する景観を構成する緑地として、手賀沼や利根川、古利根沼とこれらに面する斜面林や、岡発戸・都部の谷津の積極的な保全に努める。
- イ. 本区域の郷土景観を構成し、地区のランドマークやシンボルとなる緑地として、根戸城跡、景観重要樹木に指定されている緑1丁目の柳宗悦邸跡の保全樹木、天神山緑地、明田緑地、寿の旧村川堅固別荘、高野山の水神山古墳、新木の葺不合神社、布佐の竹内神社等の周辺樹林地の保全に努める。
- ウ. 地区計画や緑地協定、景観法に基づく「我孫子市景観形成基本計画」や景観地区、景観協定の制度を活用し、緑豊かなまちなみの形成に努める。

## ③実現のための具体の都市計画制度の方針

### a 公園緑地等の施設緑地

#### ア. 街区公園

誘致圏内への均等な配置と 1,000 m<sup>2</sup>以上の面積の確保を目指し、区画整理事業や開発行為などの機会を活かして、用地の確保に努める。

#### イ. 近隣公園

市内5つの各地区に2ヶ所の配置に努める。用地の確保が困難な地区においては、複数の街区公園の確保や、近隣公園と同様の機能が確保できる緑地の確保に努める。

#### ウ. 地区公園

地域の緑の核として、我孫子地区、湖北地区、新木地区の3ヶ所に配置する。

#### エ. その他の公園緑地等

特殊公園については、風致公園を天王台地区に2ヶ所と湖北地区に2ヶ所、歴史公園を我孫子地区に1ヶ所の配置に努める。

緑道については、手賀沼遊歩道の延伸を図る。

また、都市緑地として、利根川河川敷の整備や布佐市民の森の緑地の確



保に努める。

さらに、市民農園や運動広場など、公共の緑地の整備に努める。

**b 地域制緑地**

特別緑地保全地区としては、本区域において特に風致景観に優れている緑地や動植物の生息・生育地として保全を図るべき緑地などを必要に応じて指定していく。

**④主要な緑地の確保目標**

おおむね10年以内に整備を予定する公園等は、次のとおりとする。

**a 公園緑地等の施設緑地**

種 別	名 称 等
街区公園	根戸地区の公園 布佐駅南口西公園 布佐駅南口東公園
近隣公園	南新木沖田公園
地区公園	气象台記念公園
風致公園	古利根公園 岡発戸市民の森 中里市民の森
歴史公園	根戸城跡の公園
都市緑地	利根川ゆうゆう公園

(注) おおむね10年以内に着手予定及び施行中の公園等を含むものとする。

## 我孫子都市計画区域区分の変更（千葉県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

区 分		年 次	平成22年	平成37年
都市計画区域内人口			134.0千人	123.0千人
市街化区域内人口			124.5千人	115.0千人
配分する人口			—————	115.0千人
保留する人口			—————	—————
(特定保留)			—————	—————
(一般保留)			—————	※ —————

※一般保留人口については、千葉広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

【参考】

広域都市計画圏の人口フレーム

(1) 広域都市計画圏の名称

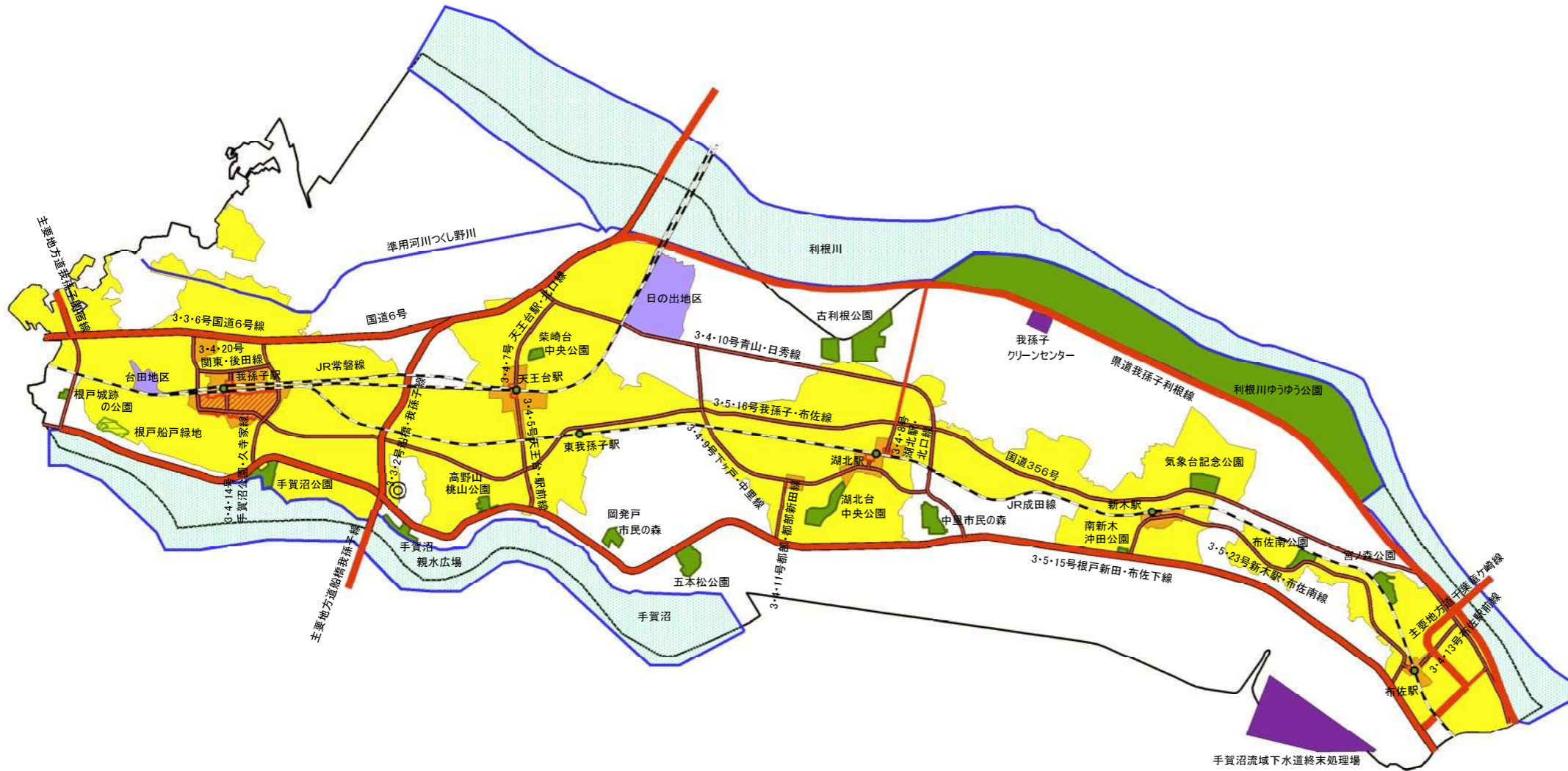
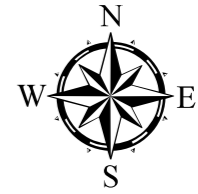
千葉広域都市計画圏

(2) 広域都市計画圏に係る人口フレーム

	都市計画区域内人口		市街化区域内人口					
	平成 22 年	平成 37 年	平成 22 年	平成 37 年	配分する人口	保留人口フレーム		
						特定保留	一般保留	
	千人	※千人	千人	※千人	千人	※千人	千人	千人
千葉広域都市計画圏	5,223.5	5,284.00	4,709.9	4,777.0	4,755.0	22.0	-	22.0
野田都市計画区域	155.5	151.0	116.8	113.0	113.0	-	-	-
流山都市計画区域	164.0	176.0	152.1	164.0	164.0	-	-	-
柏都市計画区域	404.0	411.0	381.8	389.0	389.0	-	-	-
我孫子都市計画区域	134.0	123.0	124.5	115.0	115.0	-	-	-
松戸都市計画区域	484.5	481.0	463.5	460.0	460.0	-	-	-
市川都市計画区域	473.9	472.0	455.2	454.0	454.0	-	-	-
鎌ヶ谷都市計画区域	107.9	109.0	99.0	100.0	100.0	-	-	-
船橋都市計画区域	609.0	626.0	571.1	588.0	588.0	-	-	-
八千代都市計画区域	189.8	205.0	177.5	192.0	192.0	-	-	-
浦安都市計画区域	164.9	166.0	164.9	166.0	166.0	-	-	-
習志野都市計画区域	164.5	168.0	161.6	165.0	165.0	-	-	-
印西都市計画区域	148.5	158.0	114.2	122.0	122.0	-	-	-
成田都市計画区域	183.1	178.0	130.9	129.0	129.0	-	-	-
佐倉都市計画区域	193.4	189.0	168.5	165.0	165.0	-	-	-
千葉都市計画区域	961.7	965.0	897.9	901.0	901.0	-	-	-
四街道都市計画区域	86.7	86.0	80.2	80.0	80.0	-	-	-
市原都市計画区域	272.2	270.0	203.9	202.0	202.0	-	-	-
大網白里都市計画区域	50.1	50.0	25.3	26.0	26.0	-	-	-
袖ヶ浦都市計画区域	60.4	62.0	39.9	41.0	41.0	-	-	-
木更津都市計画区域	129.3	136.0	104.8	111.0	111.0	-	-	-
君津都市計画区域	64.2	62.0	58.3	57.0	57.0	-	-	-
富津都市計画区域	21.9	18.0	18.0	15.0	15.0	-	-	-

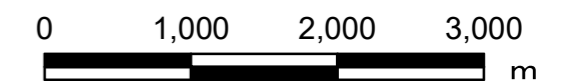
(注) ※欄については、一般保留人口を含む。

我孫子都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図



- 駅      ◎ 市役所
- 鉄道
- 主要幹線道路(都計道)
- 主要幹線道路
- 幹線道路(都計道)
- 幹線道路
- 河川
- ▨ 土地区画整理事業地区
- 公園
- 緑地
- 駅前広場
- 住宅地
- 商業地
- 工業地
- 供給処理施設地
- 都市計画区域界(行政区境界)

我孫子都市計画区域



1 : 50000

### ◆市民アンケート（速報値）から見る施策の満足度と重要度に関する考察

令和元年9月に、第三次総合計画において取り組んできた施策に対する満足度及び重要度についてアンケート調査を行いました。

これまで積極的に進めてきた「保健サービスの充実」や「医療体制の整備・充実」をはじめ、「交流人口の拡大」に向けた取り組み、「犯罪のないまち」「消防体制・救急救助体制の強化」など安全・安心なまちづくりに向けた取り組み、「子育て支援」「学校教育・幼児教区の充実」など子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みについては、満足度が高いことがわかりました。

一方で、「公共交通の利便性の向上」「安全で快適な道路交通環境の整備」や商業の振興など、関係機関との連携なしに進めることができない施策については、満足度が低い結果となりました。

施策の重要度では、「災害に強いまちの実現」「犯罪のないまち」「浸水対策の推進」「危機管理の推進」など安全・安心なまちづくりに向けた取り組みへの重要度が高く、昨今、発生している甚大な自然災害や複雑多様化している犯罪への施策が重要視されていることがわかりました。

また、「医療体制の整備・充実」「消防体制・救急救助体制の強化」や「公共交通の利便性の向上」への重要度も高く、今後、更に進行していく高齢社会に対応する施策が重要視されていることがわかりました。

#### 【満足度のうち「満足」「やや満足」の比率が高かった施策】

○保健サービスの充実	63.1%
○交流人口の拡大	57.3%
○医療体制の整備・充実	51.4%
○上水道の安定供給	51.0%
○犯罪のないまち	50.9%
○その他の主な施策	

子育て支援（50.8%）、学校教育・幼児教育の充実（49.9%）、消防体制・救急救助体制の強化（47.7%）、下水道整備の推進（45.9%）、スポーツの振興（45.5%）、地域文化の保存と継承（44.2%）手賀沼の浄化・再生（44.1%）、生涯学習の機会充実や推進体制の整備（44.1%）、子どもの成長・自立への支援（43.5%）、公共交通の利便性の向上（41.4%）

#### 【満足度のうち「不満足」「やや不満足」の比率が高かった施策】

○公共交通の利便性の向上	26.5%
○安全で快適な道路交通環境の整備	18.6%
○商業の振興	17.5%
○公園・緑地の整備・充実	16.4%
○医療体制の整備・充実	15.9%
○その他の主な施策	

定住化の推進（15.4%）、幹線道路の整備、効率的・効果的な財政運営（14.9%）、新たな産業の振興と雇用の安定・創出（14.1%）、適正な土地利用の実現（13.8%）、公害・生活環境悪化の防止（13.75%）、良質な住宅供給の促進（12.7%）、

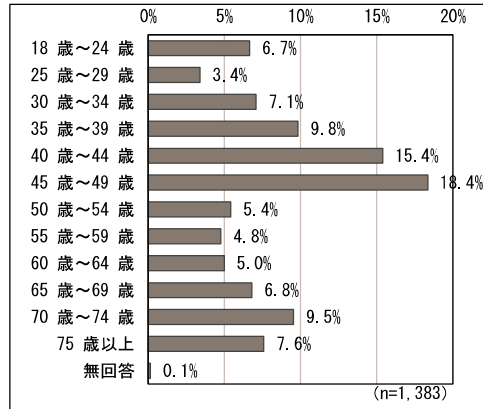
**【重要度のうち「重要」の比率が高かった施策】**

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| ○災害に強いまちの実現                           | 65.9% |
| ○犯罪のないまち                              | 64.3% |
| ○医療体制の整備・充実                           | 62.0% |
| ○浸水対策の推進                              | 61.9% |
| ○消防体制・救急救助体制の強化                       | 59.4% |
| ○その他の主な施策                             |       |
| 上水道の安定供給（59.4%）、危機管理の推進（51.7%）、       |       |
| 子育て支援（53.6%）、公共交通の利便性の向上（53.1%）、      |       |
| 保健サービスの充実（52.6%）、学校教育・幼児教育の充実（52.4%）、 |       |
| 下水道整備の推進（50.9%）                       |       |

調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

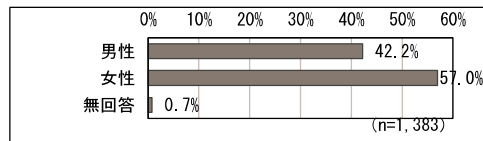
問1 あなたの年齢をお教えてください。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	18歳～24歳	92	6.7%
2	25歳～29歳	47	3.4%
3	30歳～34歳	98	7.1%
4	35歳～39歳	136	9.8%
5	40歳～44歳	213	15.4%
6	45歳～49歳	254	18.4%
7	50歳～54歳	75	5.4%
8	55歳～59歳	66	4.8%
9	60歳～64歳	69	5.0%
10	65歳～69歳	94	6.8%
11	70歳～74歳	132	9.5%
12	75歳以上	105	7.6%
	無回答	2	0.1%
	全体	1,383	100.0%



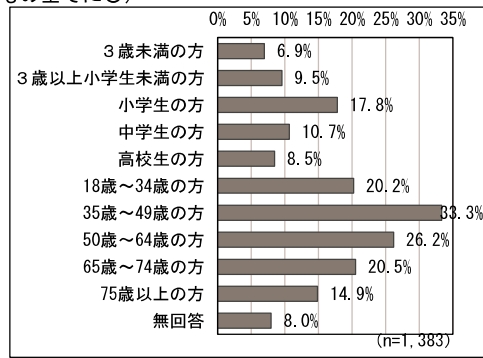
問2 あなたの性別をお教えてください。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	584	42.2%
2	女性	789	57.0%
	無回答	10	0.7%
	全体	1,383	100.0%



問3 同居している方に次のような方はいらっしゃいますか。（該当するもの全てに○）

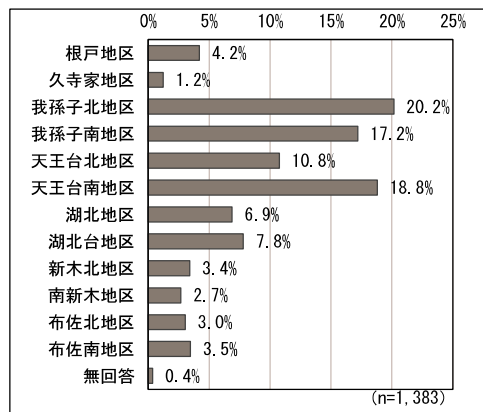
No.	カテゴリー名	n	%
1	3歳未満の方	96	6.9%
2	3歳以上小学生未満の方	132	9.5%
3	小学生の方	246	17.8%
4	中学生の方	148	10.7%
5	高校生の方	117	8.5%
6	18歳～34歳の方	280	20.2%
7	35歳～49歳の方	461	33.3%
8	50歳～64歳の方	362	26.2%
9	65歳～74歳の方	284	20.5%
10	75歳以上の方	206	14.9%
	無回答	110	8.0%
	全体	1,383	100.0%



累計 (n)	累計 (%)
2,442	176.6%

問4 あなたのお住まいの地区をお教えてください。（1つに○）

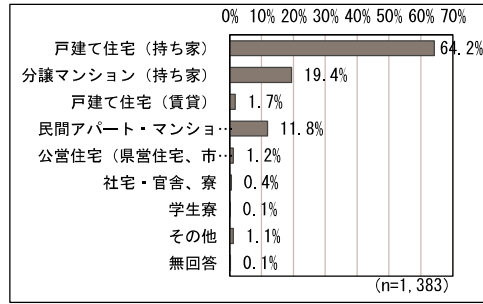
No.	カテゴリー名	n	%
1	根戸地区	58	4.2%
2	久寺家地区	17	1.2%
3	我孫子北地区	279	20.2%
4	我孫子南地区	238	17.2%
5	天王台北地区	149	10.8%
6	天王台南地区	260	18.8%
7	湖北地区	95	6.9%
8	湖北台地区	108	7.8%
9	新木北地区	47	3.4%
10	南新木地区	37	2.7%
11	布佐北地区	42	3.0%
12	布佐南地区	48	3.5%
	無回答	5	0.4%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

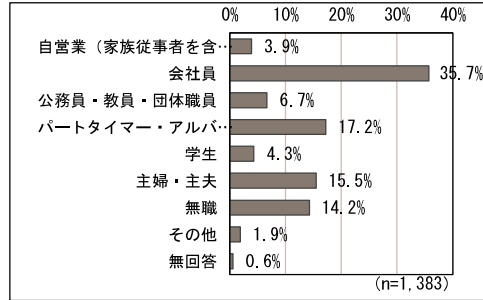
問5 あなたの居住形態についてお教え下さい。（1つに○及び記述式）

No.	カテゴリー名	n	%
1	戸建て住宅（持ち家）	888	64.2%
2	分譲マンション（持ち家）	268	19.4%
3	戸建て住宅（賃貸）	24	1.7%
4	民間アパート・マンション（賃貸）	163	11.8%
5	公営住宅（県営住宅、市営住宅等）	16	1.2%
6	社宅・官舎、寮	6	0.4%
7	学生寮	1	0.1%
8	その他	15	1.1%
	無回答	2	0.1%
	全体	1,383	100.0%



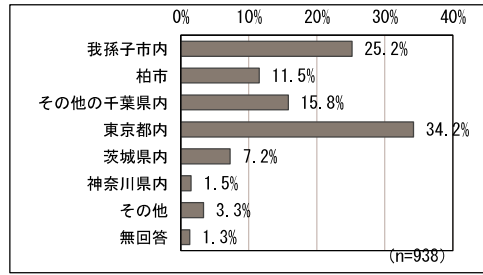
問6 あなたの現在のご職業についてお教えください。（1つに○及び記述式）

No.	カテゴリー名	n	%
1	自営業（家族従事者を含む）	54	3.9%
2	会社員	494	35.7%
3	公務員・教員・団体職員	92	6.7%
4	パートタイマー・アルバイト	238	17.2%
5	学生	60	4.3%
6	主婦・主夫	214	15.5%
7	無職	197	14.2%
8	その他	26	1.9%
	無回答	8	0.6%
	全体	1,383	100.0%



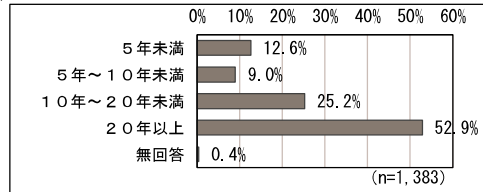
問7 問6で「1」～「5」と回答した方にお伺いします。あなたの通勤・通学先をお教え下さい。（1つに○及び記述式）

No.	カテゴリー名	n	%
1	我孫子市内	236	25.2%
2	柏市	108	11.5%
3	その他の千葉県内	148	15.8%
4	東京都内	321	34.2%
5	茨城県内	68	7.2%
6	神奈川県内	14	1.5%
7	その他	31	3.3%
	無回答	12	1.3%
	全体	938	100.0%



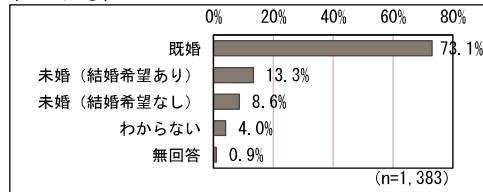
問8 あなたの我孫子市での居住年数（通算）は何年ですか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	5年未満	174	12.6%
2	5年～10年未満	124	9.0%
3	10年～20年未満	349	25.2%
4	20年以上	731	52.9%
	無回答	5	0.4%
	全体	1,383	100.0%



問9 あなたは結婚していますか。または将来結婚したいと思いますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	既婚	1,011	73.1%
2	未婚（結婚希望あり）	184	13.3%
3	未婚（結婚希望なし）	119	8.6%
4	わからない	56	4.0%
	無回答	13	0.9%
	全体	1,383	100.0%

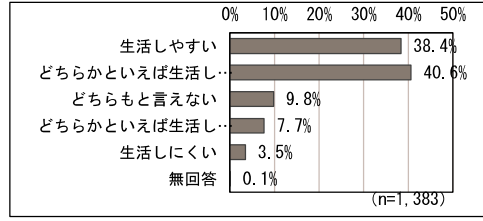




調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

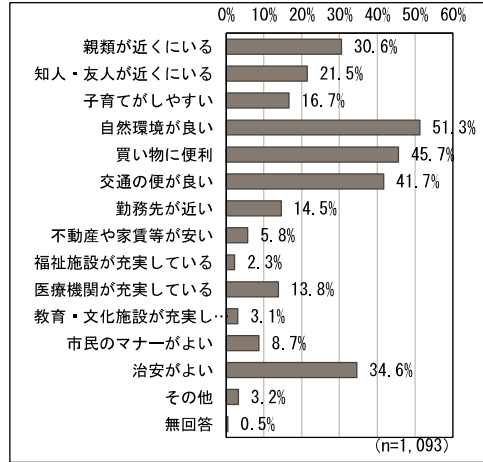
問10 現在お住まいの地域は生活しやすいと感じていますか。（1つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	生活しやすい	531	38.4%
2	どちらかといえば生活しやすい	562	40.6%
3	どちらとも言えない	135	9.8%
4	どちらかといえば生活しにくい	106	7.7%
5	生活しにくい	48	3.5%
	無回答	1	0.1%
	全体	1,383	100.0%



問11 問10で「1」～「2」を選んだ方にお尋ねします。あなたが生活しやすいと考える理由をお教え下さい。（3つに○及び記述式）

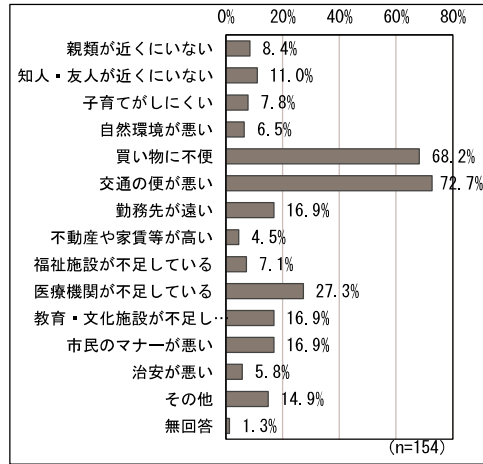
No.	カテゴリー名	n	%
1	親類が近くにいる	334	30.6%
2	知人・友人が近くにいる	235	21.5%
3	子育てがしやすい	182	16.7%
4	自然環境が良い	561	51.3%
5	買い物に便利	499	45.7%
6	交通の便が良い	456	41.7%
7	勤務先が近い	159	14.5%
8	不動産や家賃等が安い	63	5.8%
9	福祉施設が充実している	25	2.3%
10	医療機関が充実している	151	13.8%
11	教育・文化施設が充実している	34	3.1%
12	市民のマナーがよい	95	8.7%
13	治安がよい	378	34.6%
14	その他	35	3.2%
	無回答	5	0.5%
	全体	1,093	100.0%



累計 (n)	累計 (%)
3,212	293.9%

問12 問10で「4」～「5」を選んだ方にお尋ねします。あなたが生活しにくいと考える理由をお教え下さい。（3つに○及び記述式）

No.	カテゴリー名	n	%
1	親類が近くにいない	13	8.4%
2	知人・友人が近くにいない	17	11.0%
3	子育てがしにくい	12	7.8%
4	自然環境が悪い	10	6.5%
5	買い物に不便	105	68.2%
6	交通の便が悪い	112	72.7%
7	勤務先が遠い	26	16.9%
8	不動産や家賃等が高い	7	4.5%
9	福祉施設が不足している	11	7.1%
10	医療機関が不足している	42	27.3%
11	教育・文化施設が不足している	26	16.9%
12	市民のマナーが悪い	26	16.9%
13	治安が悪い	9	5.8%
14	その他	23	14.9%
	無回答	2	1.3%
	全体	154	100.0%



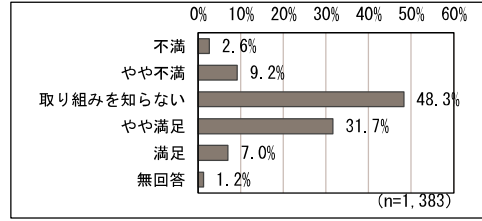
累計 (n)	累計 (%)
441	286.4%

調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

問13 安全・安心に関する施策の満足度と重要度をお教え下さい。

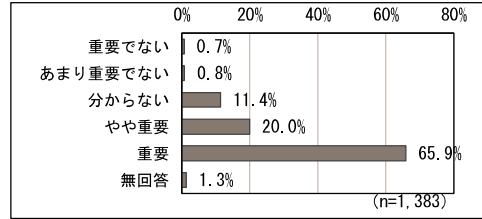
問13 1 災害に強いまちの実現【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	36	2.6%
2	やや不満	127	9.2%
3	取り組みを知らない	668	48.3%
4	やや満足	438	31.7%
5	満足	97	7.0%
	無回答	17	1.2%
	全体	1,383	100.0%



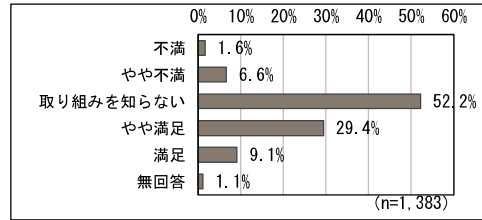
問13 1 災害に強いまちの実現【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	9	0.7%
2	あまり重要でない	11	0.8%
3	分からない	158	11.4%
4	やや重要	276	20.0%
5	重要	911	65.9%
	無回答	18	1.3%
	全体	1,383	100.0%



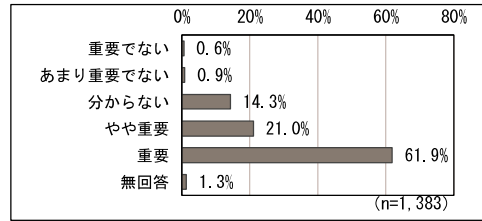
問13 2 浸水対策の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	22	1.6%
2	やや不満	91	6.6%
3	取り組みを知らない	722	52.2%
4	やや満足	407	29.4%
5	満足	126	9.1%
	無回答	15	1.1%
	全体	1,383	100.0%



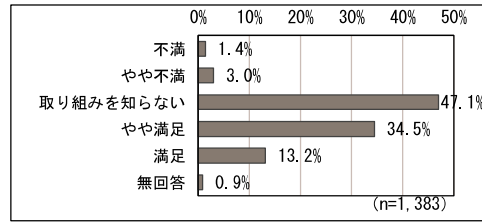
問13 2 浸水対策の推進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	8	0.6%
2	あまり重要でない	12	0.9%
3	分からない	198	14.3%
4	やや重要	291	21.0%
5	重要	856	61.9%
	無回答	18	1.3%
	全体	1,383	100.0%



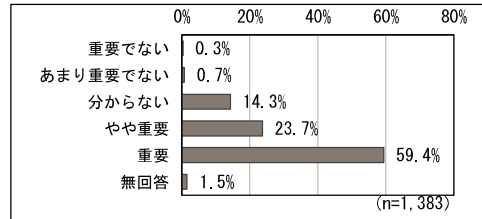
問13 3 消防体制・救急救助体制の強化【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	19	1.4%
2	やや不満	42	3.0%
3	取り組みを知らない	651	47.1%
4	やや満足	477	34.5%
5	満足	182	13.2%
	無回答	12	0.9%
	全体	1,383	100.0%



問13 3 消防体制・救急救助体制の強化【重要度】

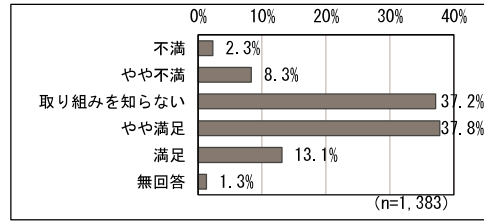
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	4	0.3%
2	あまり重要でない	10	0.7%
3	分からない	198	14.3%
4	やや重要	328	23.7%
5	重要	822	59.4%
	無回答	21	1.5%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

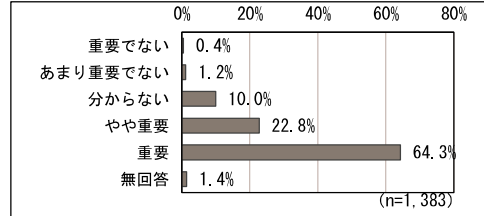
問13 4 犯罪のないまち【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	32	2.3%
2	やや不満	115	8.3%
3	取り組みを知らない	514	37.2%
4	やや満足	523	37.8%
5	満足	181	13.1%
	無回答	18	1.3%
	全体	1,383	100.0%



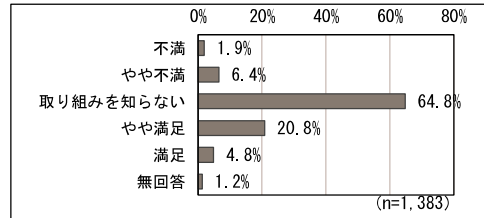
問13 4 犯罪のないまち【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	6	0.4%
2	あまり重要でない	16	1.2%
3	分からない	138	10.0%
4	やや重要	315	22.8%
5	重要	889	64.3%
	無回答	19	1.4%
	全体	1,383	100.0%



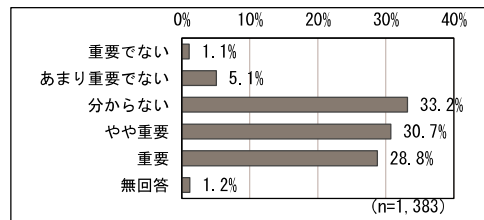
問13 5 消費者の安全・安心の確保【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	26	1.9%
2	やや不満	89	6.4%
3	取り組みを知らない	896	64.4%
4	やや満足	288	20.8%
5	満足	67	4.8%
	無回答	17	1.2%
	全体	1,383	100.0%



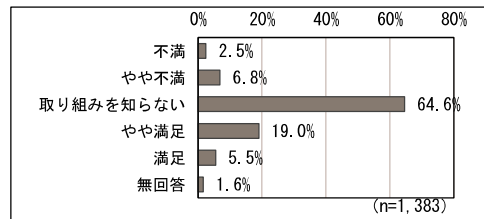
問13 5 消費者の安全・安心の確保【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	15	1.1%
2	あまり重要でない	70	5.1%
3	分からない	459	33.2%
4	やや重要	425	30.7%
5	重要	398	28.8%
	無回答	16	1.2%
	全体	1,383	100.0%



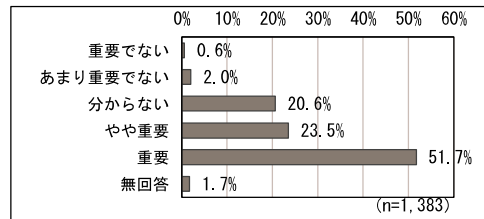
問13 6 危機管理の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	34	2.5%
2	やや不満	94	6.8%
3	取り組みを知らない	894	64.6%
4	やや満足	263	19.0%
5	満足	76	5.5%
	無回答	22	1.6%
	全体	1,383	100.0%



問13 6 危機管理の推進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	8	0.6%
2	あまり重要でない	27	2.0%
3	分からない	285	20.6%
4	やや重要	325	23.5%
5	重要	715	51.7%
	無回答	23	1.7%
	全体	1,383	100.0%

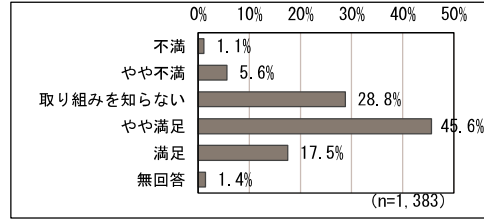


調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

問14 健康福祉に関する施策の満足度と重要度をお教え下さい。

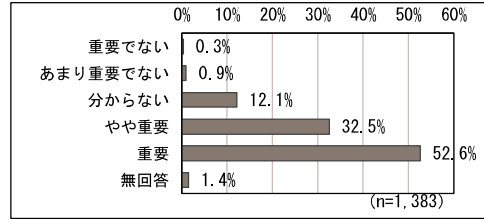
問14 7 保健サービスの充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	15	1.1%
2	やや不満	78	5.6%
3	取り組みを知らない	398	28.8%
4	やや満足	631	45.6%
5	満足	242	17.5%
	無回答	19	1.4%
	全体	1,383	100.0%



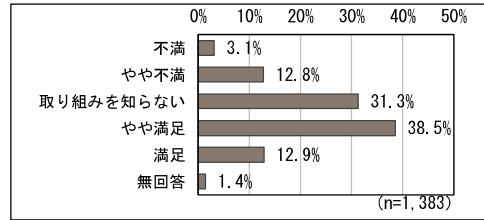
問14 7 保健サービスの充実【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	4	0.3%
2	あまり重要でない	13	0.9%
3	分からない	168	12.1%
4	やや重要	450	32.5%
5	重要	728	52.6%
	無回答	20	1.4%
	全体	1,383	100.0%



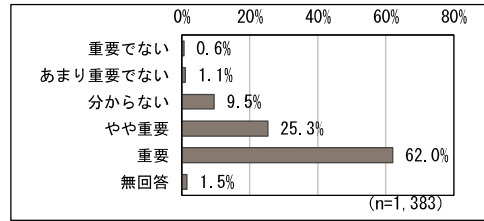
問14 8 医療体制の整備・充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	43	3.1%
2	やや不満	177	12.8%
3	取り組みを知らない	433	31.3%
4	やや満足	533	38.5%
5	満足	178	12.9%
	無回答	19	1.4%
	全体	1,383	100.0%



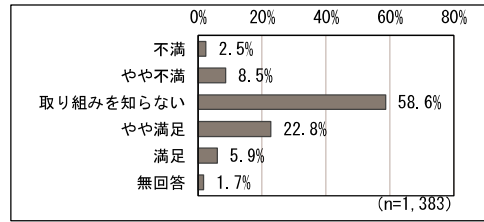
問14 8 医療体制の整備・充実【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	8	0.6%
2	あまり重要でない	15	1.1%
3	分からない	131	9.5%
4	やや重要	350	25.3%
5	重要	858	62.0%
	無回答	21	1.5%
	全体	1,383	100.0%



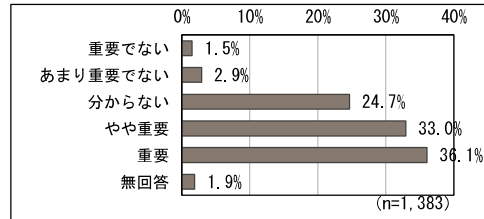
問14 9 地域で支え合う福祉の充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	34	2.5%
2	やや不満	118	8.5%
3	取り組みを知らない	811	58.6%
4	やや満足	315	22.8%
5	満足	82	5.9%
	無回答	23	1.7%
	全体	1,383	100.0%



問14 9 地域で支え合う福祉の充実【重要度】

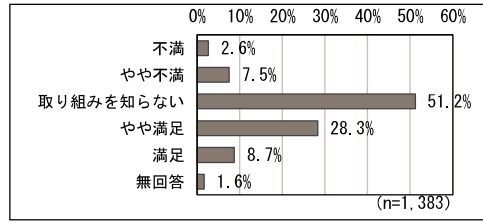
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	21	1.5%
2	あまり重要でない	40	2.9%
3	分からない	341	24.7%
4	やや重要	456	33.0%
5	重要	499	36.1%
	無回答	26	1.9%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

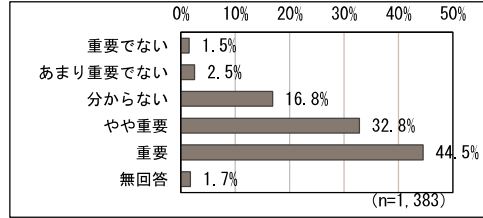
問14 10高齢者支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	36	2.6%
2	やや不満	104	7.5%
3	取り組みを知らない	708	51.2%
4	やや満足	392	28.3%
5	満足	121	8.7%
	無回答	22	1.6%
	全体	1,383	100.0%



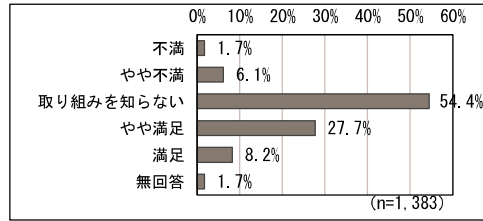
問14 10高齢者支援【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	21	1.5%
2	あまり重要でない	35	2.5%
3	分からない	233	16.8%
4	やや重要	454	32.8%
5	重要	616	44.5%
	無回答	24	1.7%
	全体	1,383	100.0%



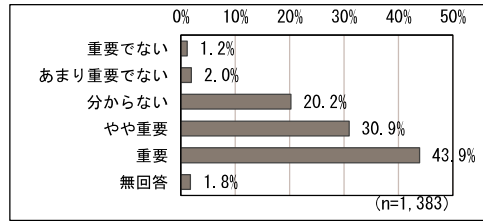
問14 11障害者支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	24	1.7%
2	やや不満	85	6.1%
3	取り組みを知らない	753	54.4%
4	やや満足	383	27.7%
5	満足	114	8.2%
	無回答	24	1.7%
	全体	1,383	100.0%



問14 11障害者支援【重要度】

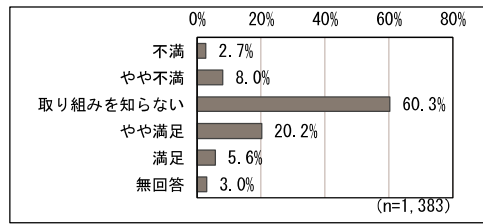
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	16	1.2%
2	あまり重要でない	27	2.0%
3	分からない	280	20.2%
4	やや重要	428	30.9%
5	重要	607	43.9%
	無回答	25	1.8%
	全体	1,383	100.0%



問15 子育て・保育に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。

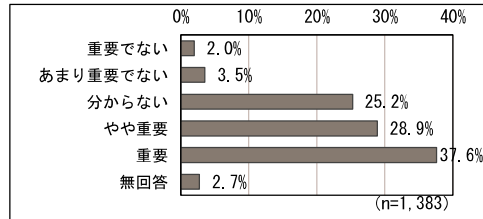
問15 12少子化対策の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	38	2.7%
2	やや不満	111	8.0%
3	取り組みを知らない	834	60.3%
4	やや満足	280	20.2%
5	満足	78	5.6%
	無回答	42	3.0%
	全体	1,383	100.0%



問15 12少子化対策の推進【重要度】

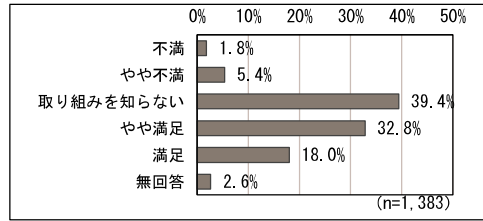
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	27	2.0%
2	あまり重要でない	49	3.5%
3	分からない	349	25.2%
4	やや重要	400	28.9%
5	重要	520	37.6%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

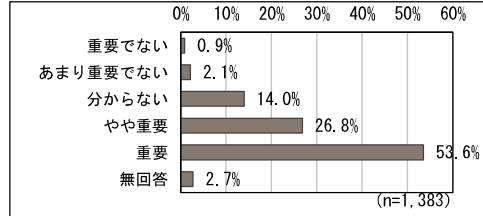
問15 13子育て支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	25	1.8%
2	やや不満	74	5.4%
3	取り組みを知らない	545	39.4%
4	やや満足	454	32.8%
5	満足	249	18.0%
	無回答	36	2.6%
	全体	1,383	100.0%



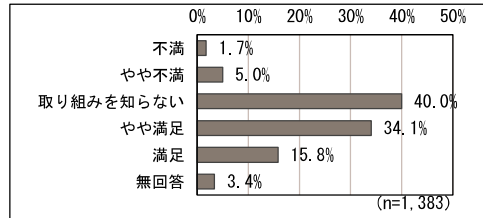
問15 13子育て支援【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	12	0.9%
2	あまり重要でない	29	2.1%
3	分からない	193	14.0%
4	やや重要	371	26.8%
5	重要	741	53.6%
	無回答	37	2.7%
	全体	1,383	100.0%



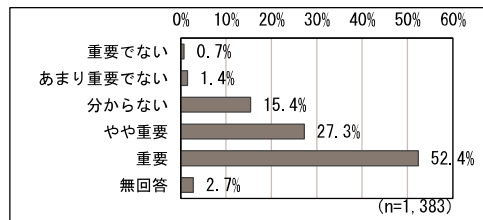
問15 14学校教育・幼児教育の充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	24	1.7%
2	やや不満	69	5.0%
3	取り組みを知らない	553	40.0%
4	やや満足	471	34.1%
5	満足	219	15.8%
	無回答	47	3.4%
	全体	1,383	100.0%



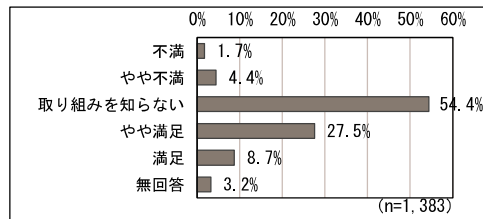
問15 14学校教育・幼児教育の充実【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	10	0.7%
2	あまり重要でない	20	1.4%
3	分からない	213	15.4%
4	やや重要	377	27.3%
5	重要	725	52.4%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



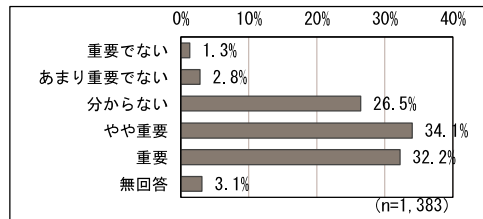
問15 15地域に根ざした教育の充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	24	1.7%
2	やや不満	61	4.4%
3	取り組みを知らない	752	54.4%
4	やや満足	381	27.5%
5	満足	121	8.7%
	無回答	44	3.2%
	全体	1,383	100.0%



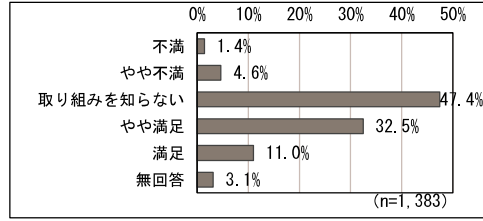
問15 15地域に根ざした教育の充実【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	18	1.3%
2	あまり重要でない	39	2.8%
3	分からない	366	26.5%
4	やや重要	471	34.1%
5	重要	446	32.2%
	無回答	43	3.1%
	全体	1,383	100.0%



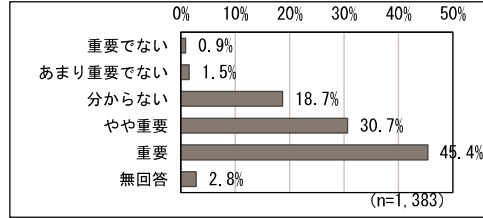
問15 16子どもの成長・自立への支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	19	1.4%
2	やや不満	64	4.6%
3	取り組みを知らない	656	47.4%
4	やや満足	449	32.5%
5	満足	152	11.0%
	無回答	43	3.1%
	全体	1,383	100.0%



問15 16子どもの成長・自立への支援【重要度】

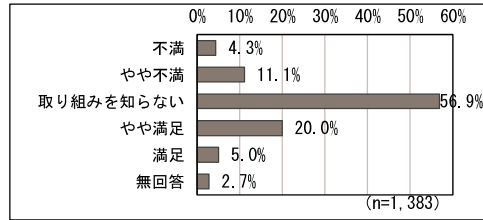
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	12	0.9%
2	あまり重要でない	21	1.5%
3	分からない	259	18.7%
4	やや重要	424	30.7%
5	重要	628	45.4%
	無回答	39	2.8%
	全体	1,383	100.0%



問16 まちの活性化に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。

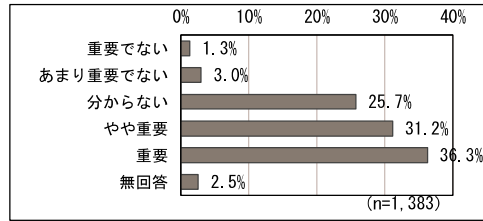
問16 17定住化の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	60	4.3%
2	やや不満	153	11.1%
3	取り組みを知らない	787	56.9%
4	やや満足	276	20.0%
5	満足	69	5.0%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



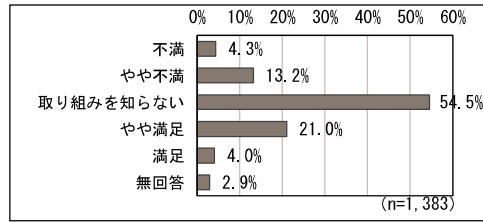
問16 17定住化の推進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	18	1.3%
2	あまり重要でない	41	3.0%
3	分からない	356	25.7%
4	やや重要	431	31.2%
5	重要	502	36.3%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



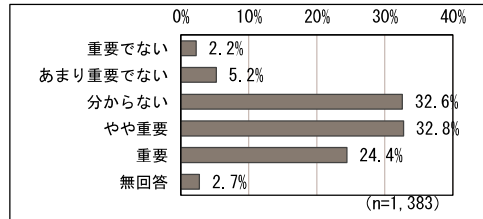
問16 18商業の振興【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	60	4.3%
2	やや不満	182	13.2%
3	取り組みを知らない	754	54.5%
4	やや満足	291	21.0%
5	満足	56	4.0%
	無回答	40	2.9%
	全体	1,383	100.0%



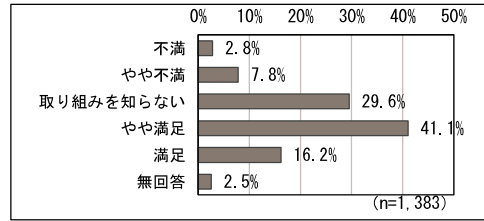
問16 18商業の振興【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	31	2.2%
2	あまり重要でない	72	5.2%
3	分からない	451	32.6%
4	やや重要	453	32.8%
5	重要	338	24.4%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



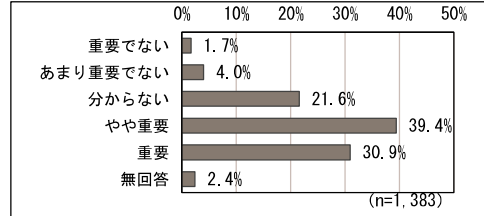
問16 19交流人口の拡大【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	39	2.8%
2	やや不満	108	7.8%
3	取り組みを知らない	409	29.6%
4	やや満足	568	41.1%
5	満足	224	16.2%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



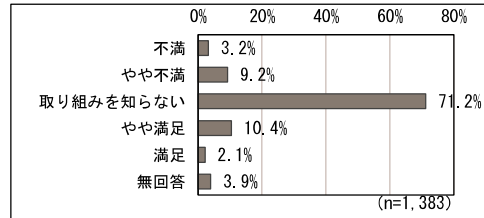
問16 19交流人口の拡大【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	23	1.7%
2	あまり重要でない	55	4.0%
3	分からない	299	21.6%
4	やや重要	545	39.4%
5	重要	428	30.9%
	無回答	33	2.4%
	全体	1,383	100.0%



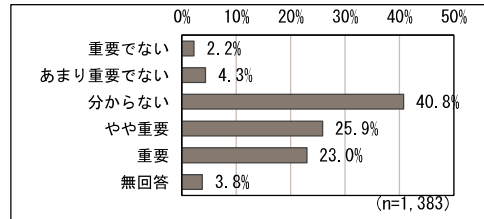
問16 20工業の振興【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	44	3.2%
2	やや不満	127	9.2%
3	取り組みを知らない	985	71.2%
4	やや満足	144	10.4%
5	満足	29	2.1%
	無回答	54	3.9%
	全体	1,383	100.0%



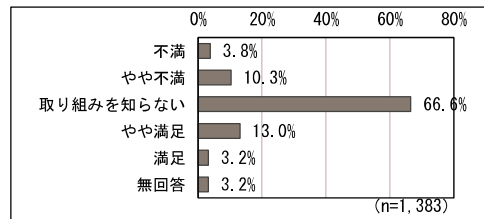
問16 20工業の振興【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	31	2.2%
2	あまり重要でない	60	4.3%
3	分からない	564	40.8%
4	やや重要	358	25.9%
5	重要	318	23.0%
	無回答	52	3.8%
	全体	1,383	100.0%



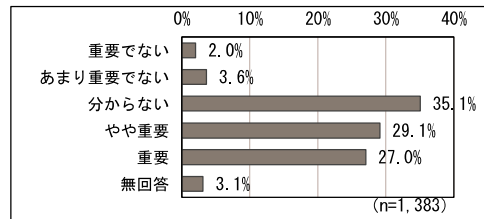
問16 21新たな産業の振興と雇用の安定・創出【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	52	3.8%
2	やや不満	142	10.3%
3	取り組みを知らない	921	66.6%
4	やや満足	180	13.0%
5	満足	44	3.2%
	無回答	44	3.2%
	全体	1,383	100.0%



問16 21新たな産業の振興と雇用の安定・創出【重要度】

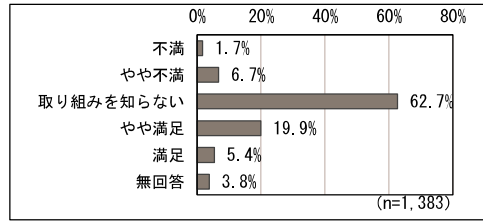
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	28	2.0%
2	あまり重要でない	50	3.6%
3	分からない	485	35.1%
4	やや重要	403	29.1%
5	重要	374	27.0%
	無回答	43	3.1%
	全体	1,383	100.0%





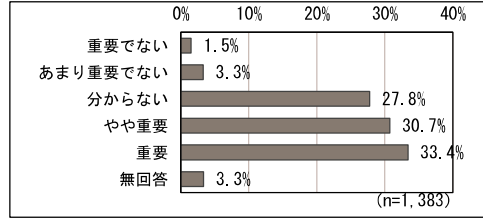
問16 22農業の振興【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	23	1.7%
2	やや不満	92	6.7%
3	取り組みを知らない	867	62.7%
4	やや満足	275	19.9%
5	満足	74	5.4%
	無回答	52	3.8%
	全体	1,383	100.0%



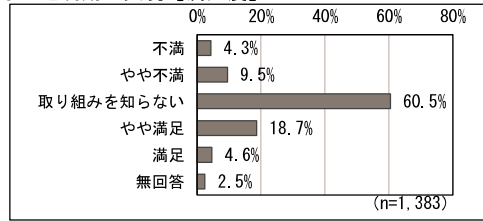
問16 22農業の振興【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	21	1.5%
2	あまり重要でない	45	3.3%
3	分からない	384	27.8%
4	やや重要	425	30.7%
5	重要	462	33.4%
	無回答	46	3.3%
	全体	1,383	100.0%



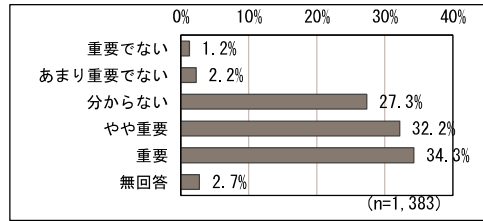
問17 都市基盤に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。23適正な土地利用の実現【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	59	4.3%
2	やや不満	131	9.5%
3	取り組みを知らない	837	60.5%
4	やや満足	258	18.7%
5	満足	64	4.6%
	無回答	34	2.5%
	全体	1,383	100.0%



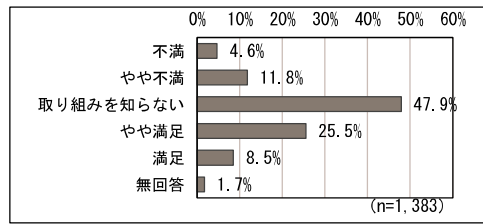
問17 23適正な土地利用の実現【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	17	1.2%
2	あまり重要でない	31	2.2%
3	分からない	378	27.3%
4	やや重要	445	32.2%
5	重要	474	34.3%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



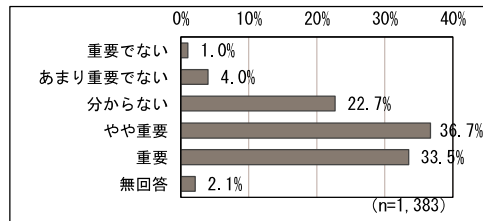
問17 24公園・緑地の整備・充実【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	64	4.6%
2	やや不満	163	11.8%
3	取り組みを知らない	662	47.9%
4	やや満足	353	25.5%
5	満足	118	8.5%
	無回答	23	1.7%
	全体	1,383	100.0%



問17 24公園・緑地の整備・充実【重要度】

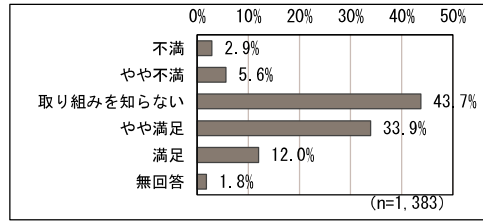
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	14	1.0%
2	あまり重要でない	55	4.0%
3	分からない	314	22.7%
4	やや重要	508	36.7%
5	重要	463	33.5%
	無回答	29	2.1%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

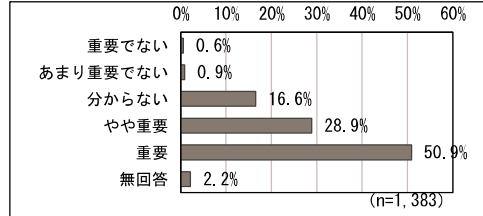
問17 25下水道整備の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	40	2.9%
2	やや不満	78	5.6%
3	取り組みを知らない	605	43.7%
4	やや満足	469	33.9%
5	満足	166	12.0%
	無回答	25	1.8%
	全体	1,383	100.0%



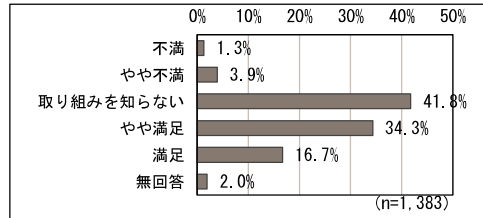
問17 25下水道整備の推進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	8	0.6%
2	あまり重要でない	12	0.9%
3	分からない	229	16.6%
4	やや重要	400	28.9%
5	重要	704	50.9%
	無回答	30	2.2%
	全体	1,383	100.0%



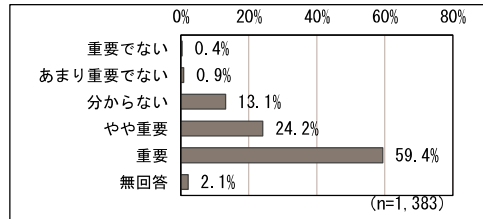
問17 26上水道の安定供給【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	18	1.3%
2	やや不満	54	3.9%
3	取り組みを知らない	578	41.8%
4	やや満足	475	34.3%
5	満足	231	16.7%
	無回答	27	2.0%
	全体	1,383	100.0%



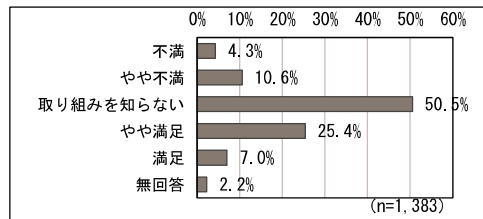
問17 26上水道の安定供給【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	5	0.4%
2	あまり重要でない	12	0.9%
3	分からない	181	13.1%
4	やや重要	334	24.2%
5	重要	822	59.4%
	無回答	29	2.1%
	全体	1,383	100.0%



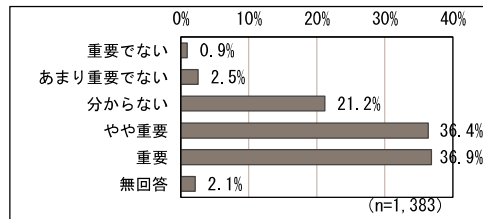
問17 27幹線道路の整備【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	59	4.3%
2	やや不満	146	10.6%
3	取り組みを知らない	699	50.5%
4	やや満足	351	25.4%
5	満足	97	7.0%
	無回答	31	2.2%
	全体	1,383	100.0%



問17 27幹線道路の整備【重要度】

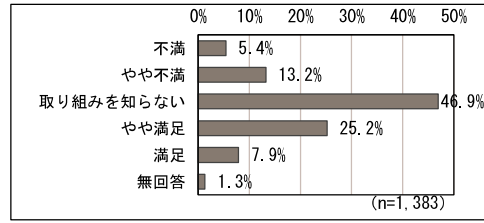
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	13	0.9%
2	あまり重要でない	35	2.5%
3	分からない	293	21.2%
4	やや重要	503	36.4%
5	重要	510	36.9%
	無回答	29	2.1%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

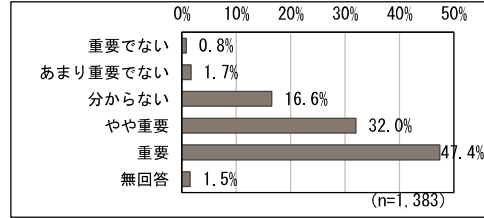
問17 28安全で快適な道路交通環境の整備【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	75	5.4%
2	やや不満	183	13.2%
3	取り組みを知らない	649	46.9%
4	やや満足	349	25.2%
5	満足	109	7.9%
	無回答	18	1.3%
	全体	1,383	100.0%



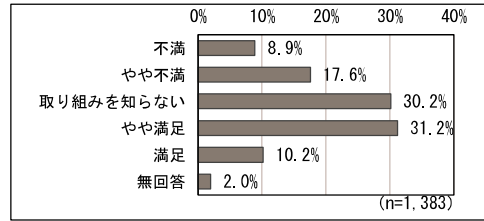
問17 28安全で快適な道路交通環境の整備【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	11	0.8%
2	あまり重要でない	23	1.7%
3	分からない	229	16.6%
4	やや重要	443	32.0%
5	重要	656	47.4%
	無回答	21	1.5%
	全体	1,383	100.0%



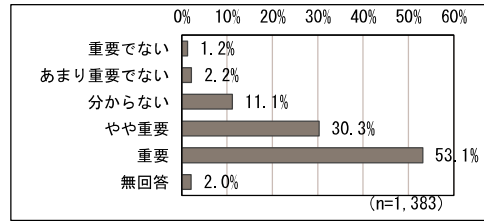
問17 29公共交通の利便性の向上【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	123	8.9%
2	やや不満	243	17.6%
3	取り組みを知らない	417	30.2%
4	やや満足	432	31.2%
5	満足	141	10.2%
	無回答	27	2.0%
	全体	1,383	100.0%



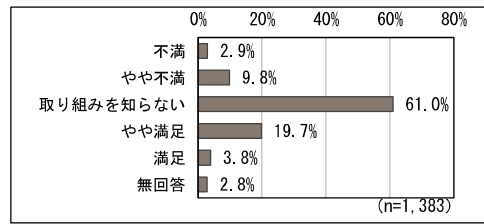
問17 29公共交通の利便性の向上【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	17	1.2%
2	あまり重要でない	30	2.2%
3	分からない	154	11.1%
4	やや重要	419	30.3%
5	重要	735	53.1%
	無回答	28	2.0%
	全体	1,383	100.0%



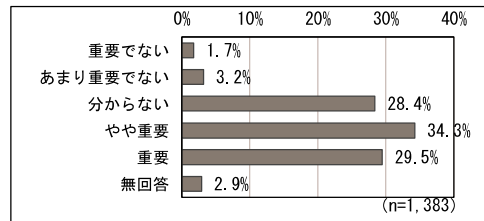
問17 30良質な住宅供給の促進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	40	2.9%
2	やや不満	135	9.8%
3	取り組みを知らない	843	61.0%
4	やや満足	273	19.7%
5	満足	53	3.8%
	無回答	39	2.8%
	全体	1,383	100.0%



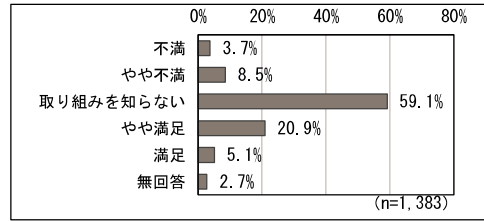
問17 30良質な住宅供給の促進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	24	1.7%
2	あまり重要でない	44	3.2%
3	分からない	393	28.4%
4	やや重要	474	34.3%
5	重要	408	29.5%
	無回答	40	2.9%
	全体	1,383	100.0%



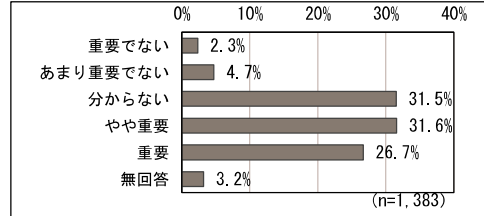
問17 31魅力あるまちなみの実現【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	51	3.7%
2	やや不満	117	8.5%
3	取り組みを知らない	818	59.1%
4	やや満足	289	20.9%
5	満足	70	5.1%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



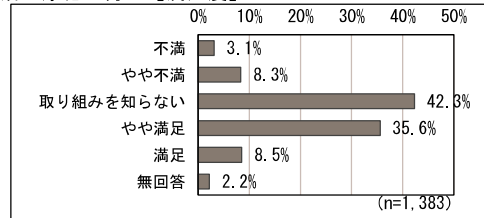
問17 31魅力あるまちなみの実現【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	32	2.3%
2	あまり重要でない	65	4.7%
3	分からない	436	31.5%
4	やや重要	437	31.6%
5	重要	369	26.7%
	無回答	44	3.2%
	全体	1,383	100.0%



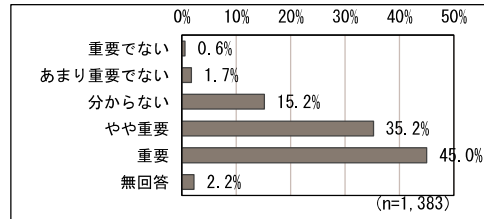
問18 環境保全に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。32手賀沼の浄化・再生【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	43	3.1%
2	やや不満	115	8.3%
3	取り組みを知らない	585	42.3%
4	やや満足	492	35.6%
5	満足	118	8.5%
	無回答	30	2.2%
	全体	1,383	100.0%



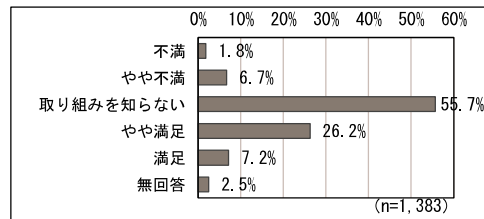
問18 32手賀沼の浄化・再生【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	8	0.6%
2	あまり重要でない	24	1.7%
3	分からない	210	15.2%
4	やや重要	487	35.2%
5	重要	623	45.0%
	無回答	31	2.2%
	全体	1,383	100.0%



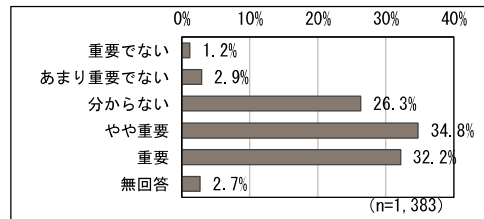
問18 33自然の保全・活用【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	25	1.8%
2	やや不満	92	6.7%
3	取り組みを知らない	770	55.7%
4	やや満足	363	26.2%
5	満足	99	7.2%
	無回答	34	2.5%
	全体	1,383	100.0%



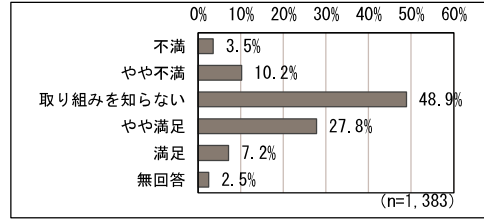
問18 33自然の保全・活用【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	16	1.2%
2	あまり重要でない	40	2.9%
3	分からない	364	26.3%
4	やや重要	481	34.8%
5	重要	445	32.2%
	無回答	37	2.7%
	全体	1,383	100.0%



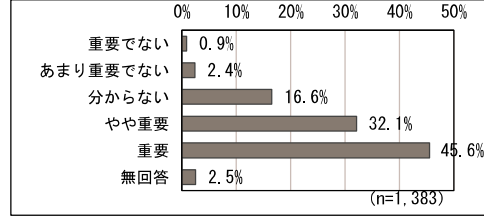
問18 34公害・生活環境悪化の防止【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	49	3.5%
2	やや不満	141	10.2%
3	取り組みを知らない	676	48.9%
4	やや満足	384	27.8%
5	満足	99	7.2%
	無回答	34	2.5%
	全体	1,383	100.0%



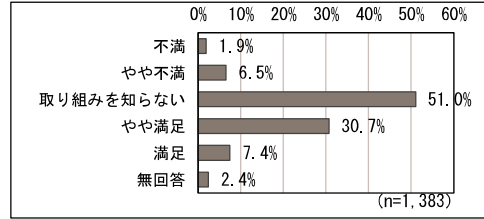
問18 34公害・生活環境悪化の防止【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	12	0.9%
2	あまり重要でない	33	2.4%
3	分からない	229	16.6%
4	やや重要	444	32.1%
5	重要	630	45.6%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



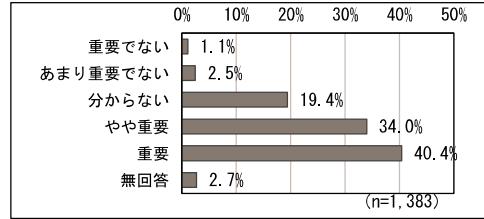
問18 35環境負担軽減に向けた取組【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	26	1.9%
2	やや不満	90	6.5%
3	取り組みを知らない	706	51.0%
4	やや満足	425	30.7%
5	満足	103	7.4%
	無回答	33	2.4%
	全体	1,383	100.0%



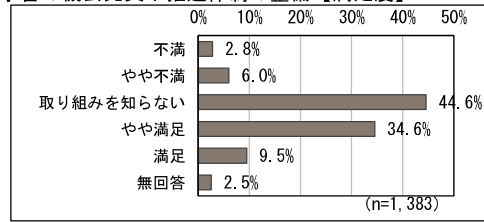
問18 35環境負担軽減に向けた取組【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	15	1.1%
2	あまり重要でない	34	2.5%
3	分からない	268	19.4%
4	やや重要	470	34.0%
5	重要	559	40.4%
	無回答	37	2.7%
	全体	1,383	100.0%



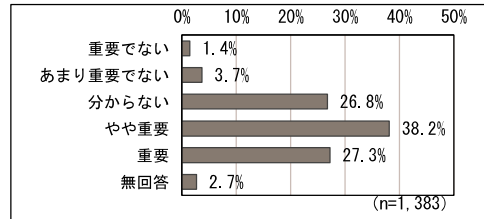
問19 生涯学習に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。36生涯学習の機会充実や推進体制の整備【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	39	2.8%
2	やや不満	83	6.0%
3	取り組みを知らない	617	44.6%
4	やや満足	478	34.6%
5	満足	131	9.5%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



問19 36生涯学習の機会充実や推進体制の整備【重要度】

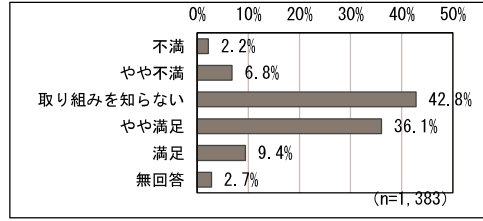
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	20	1.4%
2	あまり重要でない	51	3.7%
3	分からない	370	26.8%
4	やや重要	528	38.2%
5	重要	377	27.3%
	無回答	37	2.7%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

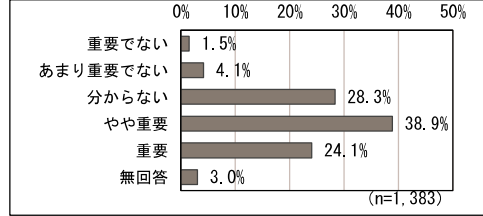
問19 37スポーツの振興【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	30	2.2%
2	やや不満	94	6.8%
3	取り組みを知らない	592	42.8%
4	やや満足	499	36.1%
5	満足	130	9.4%
	無回答	38	2.7%
	全体	1,383	100.0%



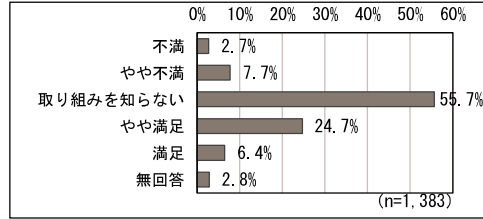
問19 37スポーツの振興【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	21	1.5%
2	あまり重要でない	57	4.1%
3	分からない	392	28.3%
4	やや重要	538	38.9%
5	重要	333	24.1%
	無回答	42	3.0%
	全体	1,383	100.0%



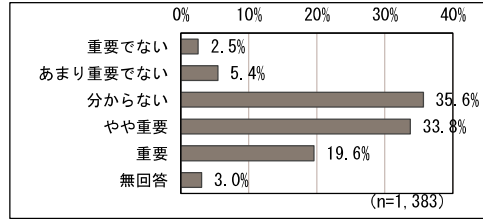
問19 38文化芸術の振興【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	37	2.7%
2	やや不満	107	7.7%
3	取り組みを知らない	770	55.7%
4	やや満足	341	24.7%
5	満足	89	6.4%
	無回答	39	2.8%
	全体	1,383	100.0%



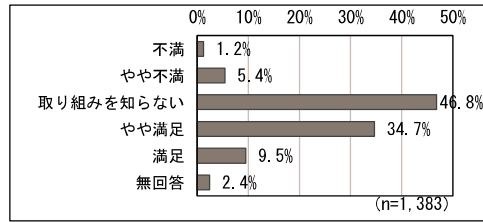
問19 38文化芸術の振興【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	35	2.5%
2	あまり重要でない	75	5.4%
3	分からない	493	35.6%
4	やや重要	467	33.8%
5	重要	271	19.6%
	無回答	42	3.0%
	全体	1,383	100.0%



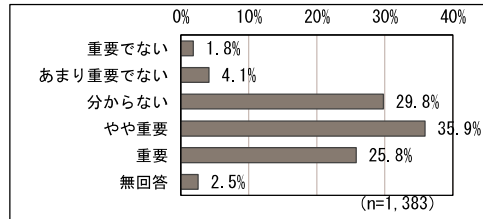
問19 39地域文化の保存と継承【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	17	1.2%
2	やや不満	75	5.4%
3	取り組みを知らない	647	46.8%
4	やや満足	480	34.7%
5	満足	131	9.5%
	無回答	33	2.4%
	全体	1,383	100.0%



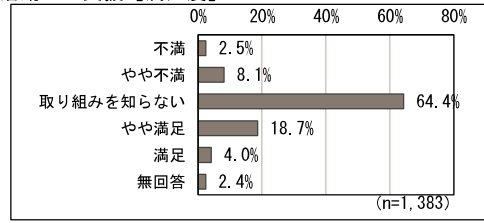
問19 39地域文化の保存と継承【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	25	1.8%
2	あまり重要でない	57	4.1%
3	分からない	412	29.8%
4	やや重要	497	35.9%
5	重要	357	25.8%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



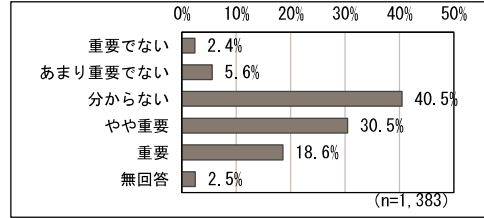
問20 市民活動に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。40市民活動への支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	34	2.5%
2	やや不満	112	8.1%
3	取り組みを知らない	890	64.4%
4	やや満足	258	18.7%
5	満足	56	4.0%
	無回答	33	2.4%
	全体	1,383	100.0%



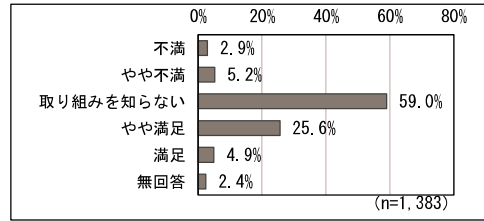
問20 40市民活動への支援【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	33	2.4%
2	あまり重要でない	77	5.6%
3	分からない	560	40.5%
4	やや重要	422	30.5%
5	重要	257	18.6%
	無回答	34	2.5%
	全体	1,383	100.0%



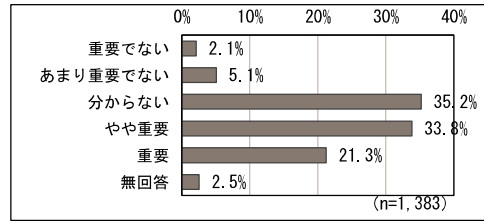
問20 41コミュニティ活動支援【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	40	2.9%
2	やや不満	72	5.2%
3	取り組みを知らない	816	59.0%
4	やや満足	354	25.6%
5	満足	68	4.9%
	無回答	33	2.4%
	全体	1,383	100.0%



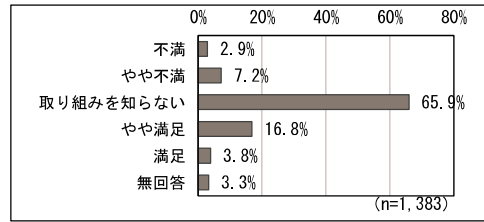
問20 41コミュニティ活動支援【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	29	2.1%
2	あまり重要でない	70	5.1%
3	分からない	487	35.2%
4	やや重要	468	33.8%
5	重要	294	21.3%
	無回答	35	2.5%
	全体	1,383	100.0%



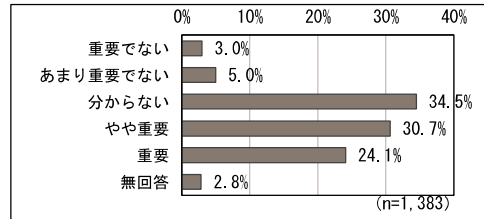
問20 42男女共同参画社会の形成【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	40	2.9%
2	やや不満	100	7.2%
3	取り組みを知らない	912	65.9%
4	やや満足	233	16.8%
5	満足	53	3.8%
	無回答	45	3.3%
	全体	1,383	100.0%



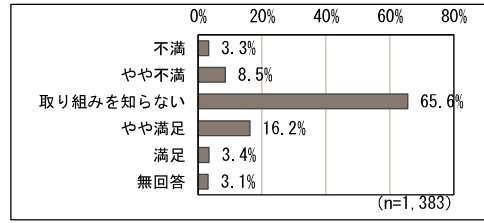
問20 42男女共同参画社会の形成【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	41	3.0%
2	あまり重要でない	69	5.0%
3	分からない	477	34.5%
4	やや重要	424	30.7%
5	重要	333	24.1%
	無回答	39	2.8%
	全体	1,383	100.0%



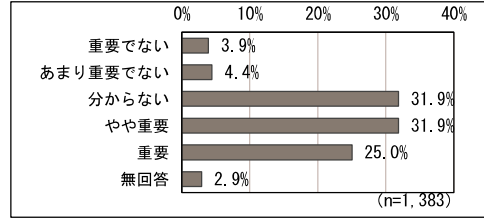
問20 43国際性をはぐくみ外国人もくらしやすいまちの実現【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	45	3.3%
2	やや不満	117	8.5%
3	取り組みを知らない	907	65.6%
4	やや満足	224	16.2%
5	満足	47	3.4%
	無回答	43	3.1%
	全体	1,383	100.0%



問20 43国際性をはぐくみ外国人もくらしやすいまちの実現【重要度】

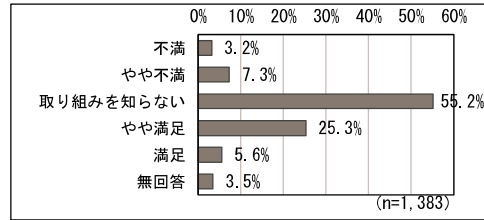
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	54	3.9%
2	あまり重要でない	61	4.4%
3	分からない	441	31.9%
4	やや重要	441	31.9%
5	重要	346	25.0%
	無回答	40	2.9%
	全体	1,383	100.0%



問21 行財政運営に関する施策の満足度と重要度をお教えてください。

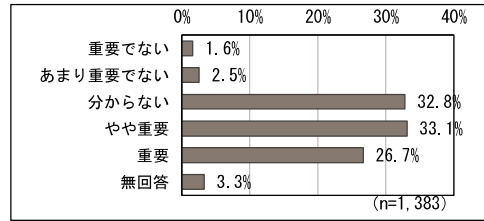
問21 44市民と市が協働で進めるまちづくりの推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	44	3.2%
2	やや不満	101	7.3%
3	取り組みを知らない	763	55.2%
4	やや満足	350	25.3%
5	満足	77	5.6%
	無回答	48	3.5%
	全体	1,383	100.0%



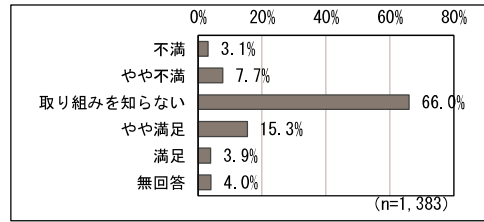
問21 44市民と市が協働で進めるまちづくりの推進【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	22	1.6%
2	あまり重要でない	35	2.5%
3	分からない	454	32.8%
4	やや重要	458	33.1%
5	重要	369	26.7%
	無回答	45	3.3%
	全体	1,383	100.0%



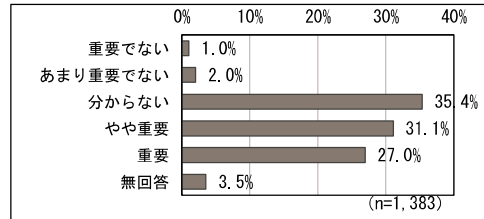
問21 45総合的・効率的な行政運営【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	43	3.1%
2	やや不満	106	7.7%
3	取り組みを知らない	913	66.0%
4	やや満足	212	15.3%
5	満足	54	3.9%
	無回答	55	4.0%
	全体	1,383	100.0%



問21 45総合的・効率的な行政運営【重要度】

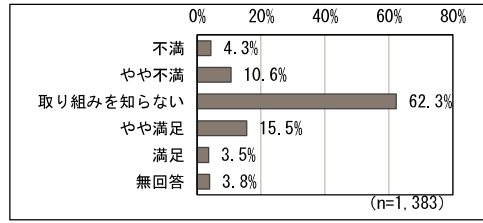
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	14	1.0%
2	あまり重要でない	28	2.0%
3	分からない	489	35.4%
4	やや重要	430	31.1%
5	重要	373	27.0%
	無回答	49	3.5%
	全体	1,383	100.0%





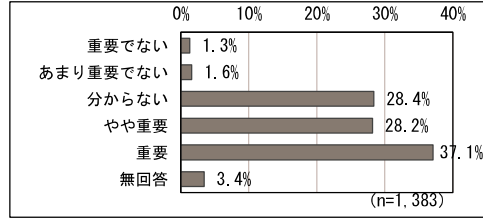
問21 46効率的・効果的な財政運営【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	59	4.3%
2	やや不満	146	10.6%
3	取り組みを知らない	862	62.3%
4	やや満足	214	15.5%
5	満足	49	3.5%
	無回答	53	3.8%
	全体	1,383	100.0%



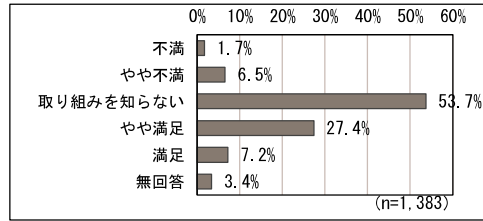
問21 46効率的・効果的な財政運営【重要度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	18	1.3%
2	あまり重要でない	22	1.6%
3	分からない	393	28.4%
4	やや重要	390	28.2%
5	重要	513	37.1%
	無回答	47	3.4%
	全体	1,383	100.0%



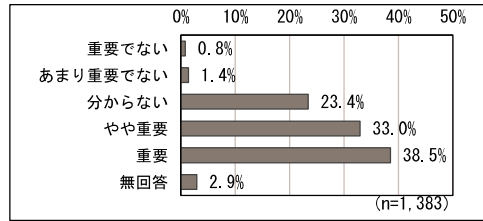
問21 47広域行政の推進【満足度】

No.	カテゴリー名	n	%
1	不満	24	1.7%
2	やや不満	90	6.5%
3	取り組みを知らない	743	53.7%
4	やや満足	379	27.4%
5	満足	100	7.2%
	無回答	47	3.4%
	全体	1,383	100.0%



問21 47広域行政の推進【重要度】

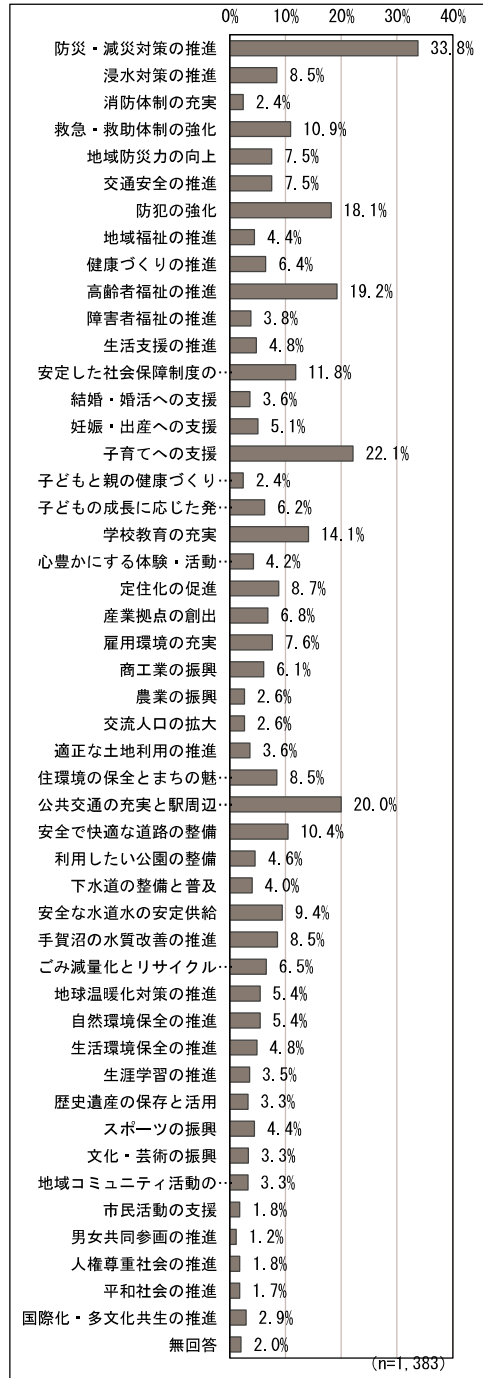
No.	カテゴリー名	n	%
1	重要でない	11	0.8%
2	あまり重要でない	19	1.4%
3	分からない	324	23.4%
4	やや重要	456	33.0%
5	重要	533	38.5%
	無回答	40	2.9%
	全体	1,383	100.0%



調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

問22 今後、我孫子市に特に力を入れて取り組んでもらいたいと考える施策は何ですか。1～48の中から該当する番号を3つ選んでください。（3つに○）

No.	カテゴリー名	n	%
1	防災・減災対策の推進	467	33.8%
2	浸水対策の推進	117	8.5%
3	消防体制の充実	33	2.4%
4	救急・救助体制の強化	151	10.9%
5	地域防災力の向上	104	7.5%
6	交通安全の推進	104	7.5%
7	防犯の強化	251	18.1%
8	地域福祉の推進	61	4.4%
9	健康づくりの推進	89	6.4%
10	高齢者福祉の推進	266	19.2%
11	障害者福祉の推進	52	3.8%
12	生活支援の推進	66	4.8%
13	安定した社会保障制度の運営	163	11.8%
14	結婚・婚活への支援	50	3.6%
15	妊娠・出産への支援	70	5.1%
16	子育てへの支援	306	22.1%
17	子どもと親の健康づくりの推進	33	2.4%
18	子どもの成長に応じた発達への支援	86	6.2%
19	学校教育の充実	195	14.1%
20	心豊かにする体験・活動の推進	58	4.2%
21	定住化の促進	121	8.7%
22	産業拠点の創出	94	6.8%
23	雇用環境の充実	105	7.6%
24	商工業の振興	84	6.1%
25	農業の振興	36	2.6%
26	交流人口の拡大	36	2.6%
27	適正な土地利用の推進	50	3.6%
28	住環境の保全とまちの魅力向上	117	8.5%
29	公共交通の充実と駅周辺の整備	276	20.0%
30	安全で快適な道路の整備	144	10.4%
31	利用したい公園の整備	63	4.6%
32	下水道の整備と普及	55	4.0%
33	安全な水道水の安定供給	130	9.4%
34	手賀沼の水質改善の推進	118	8.5%
35	ごみ減量化とリサイクルの推進	90	6.5%
36	地球温暖化対策の推進	75	5.4%
37	自然環境保全の推進	75	5.4%
38	生活環境保全の推進	67	4.8%
39	生涯学習の推進	49	3.5%
40	歴史遺産の保存と活用	45	3.3%
41	スポーツの振興	61	4.4%
42	文化・芸術の振興	46	3.3%
43	地域コミュニティ活動の支援	45	3.3%
44	市民活動の支援	25	1.8%
45	男女共同参画の推進	16	1.2%
46	人権尊重社会の推進	25	1.8%
47	平和社会の推進	24	1.7%
48	国際化・多文化共生の推進	40	2.9%
	無回答	28	2.0%
	全体	1,383	100.0%

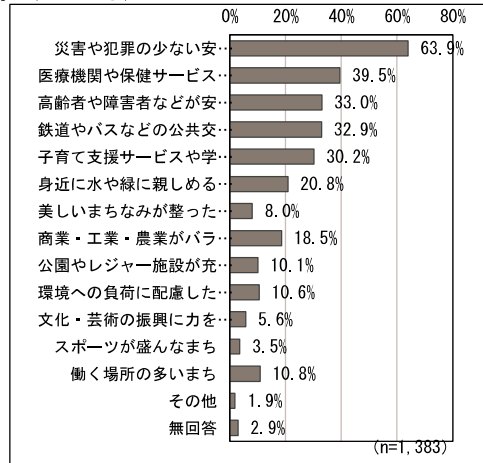


累計	(n)	累計	(%)
	4,862		351.6%

調査名 [我孫子市総合計画に関するアンケート（令和元年）]

問23 将来、我孫子市が特にどのようなまちになってほしいと思いますか。（3つに〇）

No.	カテゴリー名	n	%
1	災害や犯罪の少ない安全・安心に暮らせる	884	63.9%
2	医療機関や保健サービスが充実したまち	546	39.5%
3	高齢者や障害者などが安心して生活できる	457	33.0%
4	鉄道やバスなどの公共交通や幹線道路が整	455	32.9%
5	子育て支援サービスや学校教育が充実した	418	30.2%
6	身近に水や緑に親しめる自然豊かなまち	288	20.8%
7	美しいまちなみが整ったまち	111	8.0%
8	商業・工業・農業がバランス良く調和した	256	18.5%
9	公園やレジャー施設が充実したまち	139	10.1%
10	環境への負荷に配慮した地球にやさしいま	146	10.6%
11	文化・芸術の振興に力を入れているまち	78	5.6%
12	スポーツが盛んなまち	49	3.5%
13	働く場所の多いまち	150	10.8%
14	その他	26	1.9%
	無回答	40	2.9%
	全体	1,383	100.0%



累計	(n)	累計	(%)
	4,043		292.3%

## 人口推計 (案)

新総合計画 計画期間 令和4年度～令和16年度

(単位：人)

	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)
H30社人研推計	131,606	130,389	127,437	123,302	118,498
パターン①	131,606	130,554	127,807	123,866	119,258
パターン②	131,606	130,675	128,073	124,305	119,873
パターン③	131,606	131,162	129,147	126,081	122,371
パターン④	131,606	131,230	129,279	126,284	122,641
パターン⑤	131,606	130,358	127,432	123,317	118,510
パターン⑥	131,606	130,194	127,119	122,860	117,887

〔推計仮定条件〕

H30社人研推計

パターン①

社人研推計に対して合計特殊出生率を補正（我孫子市の過去10年間の合計特出生率のうち、H27の最も高い水準である1.31が今後継続するものと仮定）

パターン②

パターン①をベースに、我孫子市総合戦略の各施策展開により、25-34歳までの転出超過が現行よりも2割低減されると仮定

なお、25-34歳の社会移動に着目した理由は、我孫子市の過去の社会移動状況より転出超過の約9割が20代～30代であることによる。

パターン③

パターン①をベースに、H29以降の社会移動状況（転入超過傾向）を勘案し、25-34歳の社会移動が均衡になることにより全体として転入超過となるものと仮定

パターン④

パターン③をベースに、H29の年齢階層別移動状況を勘案し、10歳未満と60歳以上（60-84歳まで）の転入超過傾向が現行よりもプラス10%増加すると仮定

パターン⑤

社人研推計に対して合計特殊出生率を補正（我孫子市の過去5年平均1.25が今後も継続するものと仮定）

パターン⑥

社人研推計に対して合計特殊出生率を補正（我孫子市の平成29年の1.2が今後も継続するものと仮定）



国土交通省

## お問い合わせ先

### 【問い合わせ窓口】

○北海道開発局	事業振興部 都市住宅課	TEL : 011-738-0234
○東北地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	TEL : 022-225-2016
○関東地方整備局	建政部 都市整備課	TEL : 048-600-1907
○北陸地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	TEL : 025-280-8755
○中部地方整備局	建政部 都市整備課	TEL : 052-953-8573
○近畿地方整備局	建政部 都市整備課	TEL : 066-942-1081
○中国地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	TEL : 082-511-6194
○四国地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	TEL : 087-811-8315
○九州地方整備局	建政部 都市・住宅整備課	TEL : 092-471-6331
○沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	TEL : 098-866-1910

### 【制度問い合わせ窓口】

○国土交通省 都市局 都市計画課	TEL : 03-5253-8111 (内線32694)
------------------	------------------------------

※立地適正化計画と連携して地域公共交通の再編を検討する場合は、下記窓口へのお問い合わせも可能です。

○国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課  
TEL : 03-5253-8275

○北海道運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 011-290-2721

○近畿運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 06-6949-6409

○東北運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 022-791-7507

○中国運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 082-228-8701

○関東運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 045-211-7209

○四国運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 087-835-6356

○北陸信越運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 025-285-9151

○九州運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 092-472-2315

○中部運輸局 企画観光部 交通企画課  
TEL : 052-952-8006

○沖縄総合事務局 運輸部 企画室  
TEL : 098-866-1812

「都市再生特別措置法」に基づく  
立地適正化計画概要パンフレット

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年8月1日時点版

第89回我孫子市都市計画審議会資料  
我孫子市都市計画マスタープランの見直しについて  
資料4 立地適正化計画概要パンフレット



## みんなで進める、コンパクトなまちづくり

～いつまでも暮らしやすいまちへ～

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

## 法改正の背景

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが、大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要です。

都市再生特別措置法は、こうした背景を踏まえ、行政と住民や民間事業者が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組んでいただくため、改正されました。

コンパクトなまちづくり、はじめてみませんか？

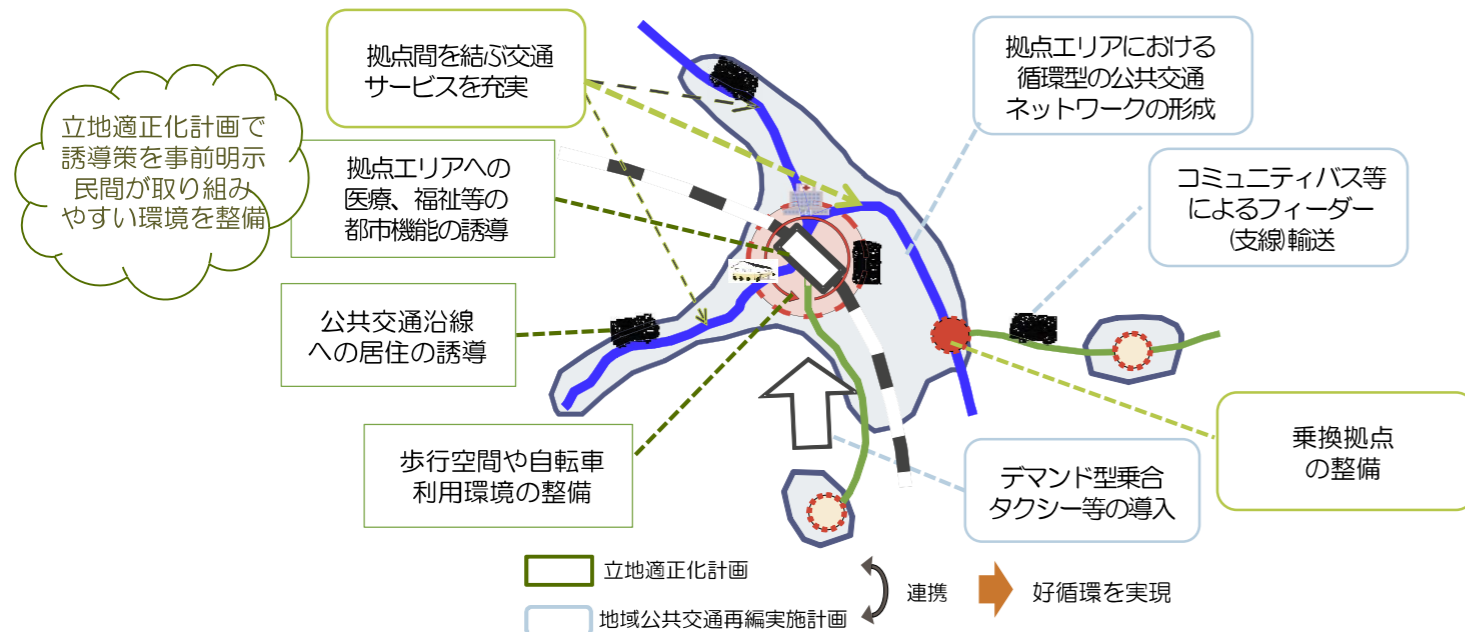
## 立地適正化計画制度の意義と役割

### 都市全体を見渡したマスタープラン

一部の機能だけではなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版です。

### 都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。



### まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

### 市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

※公的不動産(PRE)：市町村が所有する公共施設や公有地等

## 都市再生特別措置法に関する支援措置

### 都市機能誘導区域

#### 都市機能立地支援事業

立地適正化計画に記載された、公的不動産の活用等と合わせて民間事業者が行う、誘導施設の整備等に対して、国から直接補助を行う。

#### 都市再構築戦略事業（交付金）

立地適正化計画に位置付けられた、中心拠点・生活拠点の形成に資する誘導施設の整備等に対して国が支援。

#### 優良建築物等整備事業（交付金）

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、誘導施設の整備、土地利用の共同化、高度化等を行う優良建築物等の整備に対して国が支援。

#### 市街地再開発事業・防災街区整備事業（交付金）

都市機能誘導区域において一定の要件を満たすものについて、交付対象額の嵩上げ等により支援を強化。

#### 都市再生区画整理事業（交付金）

都市機能誘導重点地区を重点地区に追加するとともに、誘導施設が立地する場合、交付限度額に道路用地費を全額算入。

#### 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業

都市機能誘導区域における、快適な都市空間の形成・維持等に資する都市利便増進協定等に基づく施設整備等を含む社会実験等を支援。

#### スマートウェルネス住宅等推進事業

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合、居住の安定確保と健康維持増進に関する取組みが行われる住宅団地等における生活支援・交流施設整備の支援を強化等。

#### 都市再生事業等（独立行政法人都市再生機構）

都市機能誘導区域内の一定の要件を満たす場合等において、計画策定コーディネートの実施、政府出資金を活用した事業用地の先行取得、市街地再開発事業等の施行等により支援。

（金融支援）

#### まち再生出資（民間都市開発推進機構）

都市機能誘導区域内において行われる誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設（寄与施設）を整備する民間都市開発事業に対して出資。【総事業費の50%又は公共施設等+誘導施設の整備費又は資本の50%のうち最も少ない額】

### 居住誘導区域

#### 集約促進景観・歴史的風致形成促進事業

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における、一定の要件を満たす景観・歴史的風致形成に資する事業に対して国が支援。

#### ストック再生緑化事業（交付金）

居住誘導区域内の既存の公共公益施設又は民間建築物（公開性を有するものに限る）及びその敷地内で整備される一定の要件を満たす緑化施設の整備に対して国が支援。

#### 公営住宅整備事業（交付金）

公営住宅を除去し、居住誘導区域内に再建等する場合の除却費等を支援対象に追加。

#### 空き家再生等推進事業（交付金）

老朽化の著しい住宅が存在する地区における不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却の支援対象に居住誘導区域外を追加。

#### 市民緑地等整備事業（交付金）

低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、居住誘導区域内における市民緑地を整備する際の対象要件を緩和。

#### 市民農園整備事業（交付金）

居住誘導区域内外（都市機能誘導区域を除く）において、生産緑地の買取り申出に基づき農地を買取り、都市公園として市民農園を整備する際の対象要件を緩和。

## 立地適正化計画区域

### 都市・地域交通戦略推進事業

都市構造の再構築に取り組む都市における公共交通の利用環境の充実を重点的に支援し、歩行空間の整備等を新たに補助対象とする等、公共交通等への支援を強化。

### 集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）

立地適正化計画等の策定、都市の誘導施設の移転に際した旧建物の除却・緑地等整備を支援。

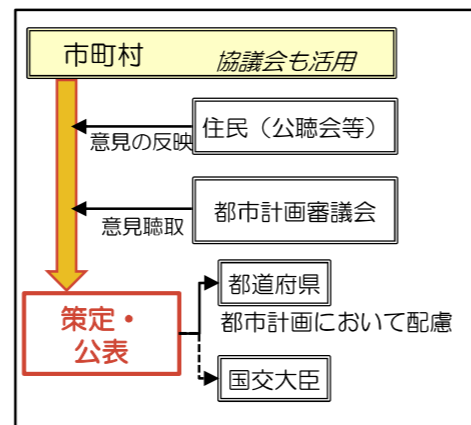
## 立地適正化計画の策定手続き

立地適正化計画の策定にあたっては、市町村や民間事業者、住民代表などの地域の関係者が活発な議論を交わすと共に、相互に連携し、それぞれが主体的に取り組むことが重要です。

このため、計画の策定に当たっての協議や計画の実施に係る連絡調整の場として、「市町村都市再生協議会」を設置することができます。

また、計画策定に当たっては、公聴会の開催など住民意見を汲み取ったうえで、都市計画審議会の意見を聴くこととされており

なお、市町村の内部においても、都市部局だけではなく、医療・福祉、産業、公共交通、農業、観光、防災、土木等を担当する他部局と十分な連携や共同での検討を行うことが大切です。



## これまでの制度との違い

改正都市再生特別措置法では、初めて「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を具体的に措置しました。

また、「コンパクトなまちづくり」を進めるためには、居住や福祉などの民間の施設や活動が重要であることから、都市全体を見渡しながその誘導を図ることに、初めて焦点を当てています。

改正都市再生特別措置法に基づく

# 立地適正化計画

## 特例措置・税制措置

### 都市機能誘導区域

#### 特定用途誘導地区

福祉・医療施設等の建替等に際し、市町村は、容積率や用途制限を緩和する特定用途誘導地区の設定が可能に。

#### 駐車場配置適正化区域

- 附置義務駐車施設の集約化が可能に。
- 歩行者の利便・安全確保のため、一定規模以上の駐車場の設置について、市町村長への事前届出・勧告の対象に。

#### 区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

誘導施設の区域外での立地について、市町村への事前届出・勧告対象に

### 居住誘導区域

#### 都市計画等の提案の特例

住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度の導入（例：低層住居専用地域への用途変更）

#### 区域外の居住の緩やかなコントロール

- 区域外での住宅建築等を、事前届出・勧告の対象に
- 居住調整地域を設定し、開発許可の対象とすることも可能に

#### 跡地等管理区域・跡地等管理協定制度

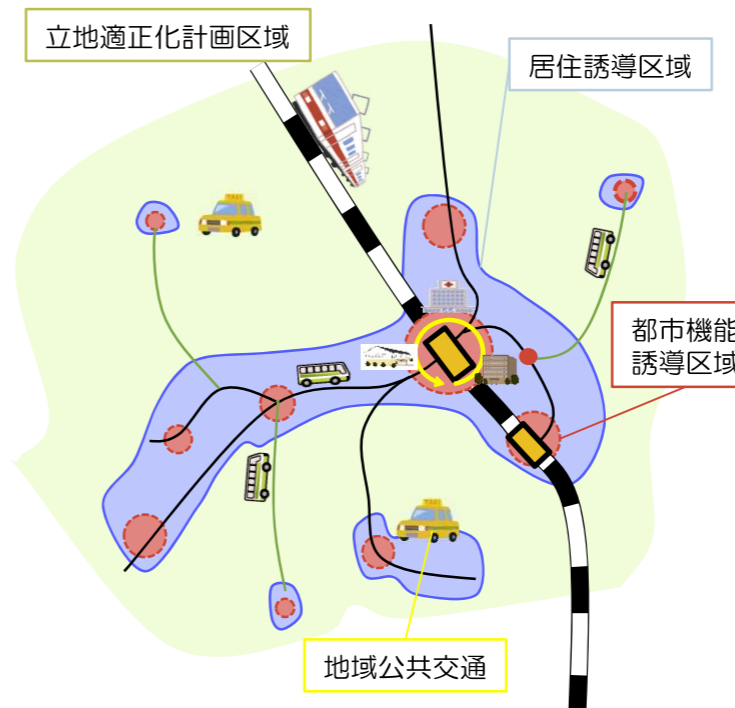
- 不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ。
- 都市再生推進法人等（NPO等）が跡地管理を行うための協定制度。
- 居住誘導区域には定めることができない。

### 税制措置

- 都市機能誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例 …… 80%課税繰り延べ
- 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例 …… 軽減税率、居住用資産の100%課税繰り延べ
- 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 …… 軽減税率、1,500万円特別控除
- 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置 …… 5年間4/5に軽減

## 都市計画と民間施設誘導の融合

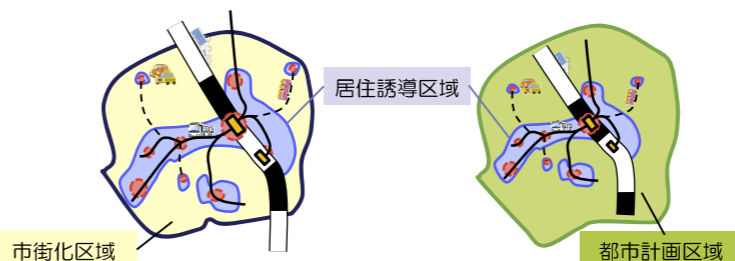
民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。



居住の誘導を図り一定の人口密度の維持を図ることが可能に。

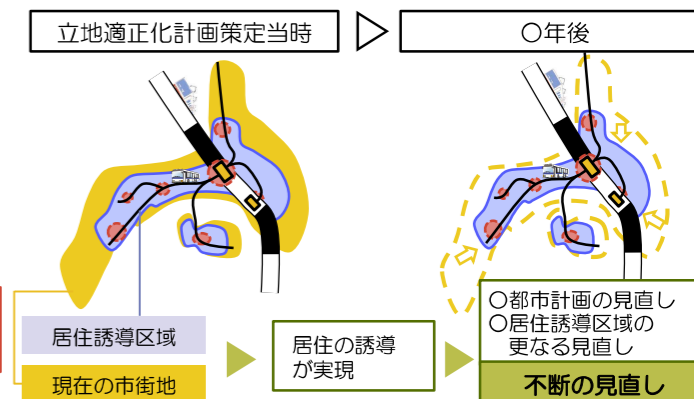
線引きの場合

非線引きの場合



## 時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。



## 市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調・連携が重要です。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

### 立地適正化計画

市町村がまちづくりの担い手として作成

### 都市計画区域マスタープラン

都道府県が広域的観点から作成

# 立地適正化計画の策定

## 立地適正化計画の区域等

立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載するものとします。

### 【区域】（必須事項）

- 立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならず、都市計画区域全体とすることが基本となります。
- また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要です。

### 【基本的な方針】（必須事項）

- 計画により実現を目指す将来の都市像を示すとともに、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましいです。

## 都市機能誘導区域

### ○区域の設定（必須事項）

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

### ○誘導施設（必須事項）

- 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設※です。  
※ 居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

## 居住誘導区域

### ○区域の設定（必須事項）

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

## 跡地等管理区域

### ○区域の設定（任意事項）

- 空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域です。

## 駐車場配置適正化区域

### ○区域の設定（任意事項）

- 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域です。

### 特例措置

### 支援措置・税制措置



特定用途誘導地区

駐車場配置適正化区域

区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

都市計画等の提案の特例

跡地等管理区域・跡地等管理協定制度

区域外の居住の緩やかなコントロール

都市機能立地支援事業

都市再構築戦略事業

まち再生出資

集約促進景観・歴史的風致形成促進事業

公営住宅整備事業

空き家再生等推進事業

### 都市機能誘導区域関連

### 居住誘導区域関連



# 都市農地の保全に係る制度改正について

---

国土交通省 都市局

平成30年1月25日

# 都市農業振興基本計画について

平成28年5月13日 閣議決定

## 現状

- 政策
  - ・市街化区域内の農地は「宅地化すべきもの」として位置付け
  - ・ただし、生産緑地は、緑地機能のほか、将来の公共施設用地としても評価して保全
  - ・主要な農業振興施策の対象外
- 税制
  - ・市街化区域内の農地の固定資産税は、宅地並評価・宅地並課税を基本
  - ・ただし、生産緑地は農地評価・農地課税(30年間の農地管理義務と開発規制)
  - ・生産緑地は終身営農を条件に相続税の納税猶予(貸借は原則不可)

## 状況の変化

- 食の安全への意識の高まり
    - ・地元産の「顔の見える」新鮮な農産物への評価
    - ・自ら作物を作りたいというニーズ
  - 都市住民のライフスタイルの変化や農業へ関心を持つリタイア層の増加
  - 学校教育や農業体験を通じた農業に対する理解と地域コミュニティ意識の高まり
  - 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
  - 東日本大震災を契機とした防災意識の向上による避難場所等としての農地の役割への期待
  - 都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待
- ↓
- 都市農業振興基本法の制定(H27.4)

## 【基本法の政策課題】

### 都市農業の多様な機能の発揮

都市農地がもたらす良好な景観(東京都世田谷区)



- ・農産物を供給する機能
- ・防災の機能
- ・良好な景観の形成の機能
- ・国土・環境の保全の機能
- ・農作業体験・交流の場の機能
- ・農業に対する理解醸成の機能

### 農業政策上の再評価

- ・都市農業の農家戸数、販売金額は全国の1割弱を占め、**食料自給率の一翼**を担う
- ・都市農業は都市住民の多様なニーズに応え、地産地消、体験農園、農福連携等の**施策のモデルを数多く輩出**
- ・我が国の農業を巡る国際環境が厳しくなる中、**農業や農業政策に対する国民的理解を醸成する身近なPR拠点**としての役割

### 都市政策上の再評価

- ・「集約型都市構造化」と「都市と緑・農の共生」を目指す上で**都市農地を貴重な緑地として明確に位置付け**
- ・都市農業を**都市の重要な産業**として位置付け
- ・農地が民有の緑地として適切に管理されることが**持続可能な都市経営**のために重要

## 都市農業振興に関する新たな施策の方向性

### 担い手の確保

- ・都市農業の安定的な継続のため、多様な担い手の確保が重要
- ・営農の意欲を有する者(新規就農者を含む)
- ・都市農業者と連携する食品関連事業者
- ・都市住民のニーズを捉えた**ビジネスを展開できる企業等**

### 土地の確保

- ・都市農地の位置付けを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換し、計画的に農地を保全
- ・コンパクトシティに向けた取組との連携も検討
- ・都市農地保全のマスタープランの充実等**土地利用計画制度の在り方**を検討

### 農業施策の本格展開

- ・保全すべきとされた都市農地に対し、**本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換**



露地栽培による障害者雇用農園(茨城県つくば市)

## ポイント(留意点)

- 施策の対象区域
  - ・市街化区域のほか、縁辺の市街化調整区域を含む
  - ・地方公共団体が地域の実情に応じた具体のエリアで施策を実施
- 新たな都市農業振興と土地利用計画の制度
  - ・担い手に対する支援とその事業計画等を評価するための**公的関与の仕組み**
  - ・農地の貸借等を促進するための**制度的措置と遊休農地対策**
  - ・地方都市における**コンパクトシティ施策との連携**
- 税制上の措置
  - ・現行の税制上の措置が果たしている役割を評価した上で、以下の課題について課税の公平性等に配慮しつつ、政策的意義や土地利用規制を踏まえた**税制措置を検討**
    - ▶保全すべき農地の**資産価値や農業収入に見合った保有コストの低減**
    - ▶生産緑地等を貸借する場合における**相続税の納税猶予の適用**

### 【講ずべき施策】(特徴的なものを中心に記載)

- 1 農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
  - ・福祉や教育等に携わる民間企業による都市農業の振興への関与の推進
  - ・都市住民と共生する農業経営(農業飛散等対策)への支援策の検討
- 2 防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
  - ・関係団体との協定の締結や地域防災計画への位置付けなど防災協力農地の取組の普及の推進
  - ・屋敷林等について、緑地保全制度の活用促進、地域住民による農業景観の保全活動の展開
- 3 的確な土地利用に関する計画の策定等
  - ・将来にわたって保全すべき相当規模の農地については、市街化調整区域への編入(逆線引き)の検討
  - ・都市計画の市町村マスタープランや緑の基本計画に「都市農地の保全」を位置付け
  - ・生産緑地について、指定対象とならない500㎡未満の農地や「道連れ解除」への対応
  - ・新たな制度の下で、一定期間にわたる営農計画を地方公共団体が評価する仕組みと必要な土地利用規制の検討
- 4 税制上の措置
  - ・新たな制度の構築に併せて、課税の公平性の観点等も踏まえ、以下の点について検討
    - ・市街化区域内農地(生産緑地を除く)の保有に係る税負担の在り方
    - ・貸借される生産緑地等に係る相続税納税猶予の在り方
- 5 農産物の地元での消費の促進
  - ・直売所等で取り扱う農産物等についての効率的な物流体制の構築の推進
  - ・学校給食における地元産農産物の利用のため、生産者と関係者の連携を強化
- 6 農作業を体験することができる環境の整備等
  - ・市民農園等の推進に向け、広報活動や体験プログラムの作成等に知見を有する専門家の派遣
  - ・都市住民が農業を学ぶ拠点としての都市公園の新たな位置付けを検討
  - ・福祉事業者等が農業参入時に必要となる技術・知識の習得等を支援
- 7 学校教育における農作業の体験の機会の充実等
  - ・都市農業者等の学校への派遣の拡大と、統一的な教材の整備等を推進
- 8 国民の理解と関心の増進
  - ・食と農に関する様々な展示を行うイベントの仕組みの検討

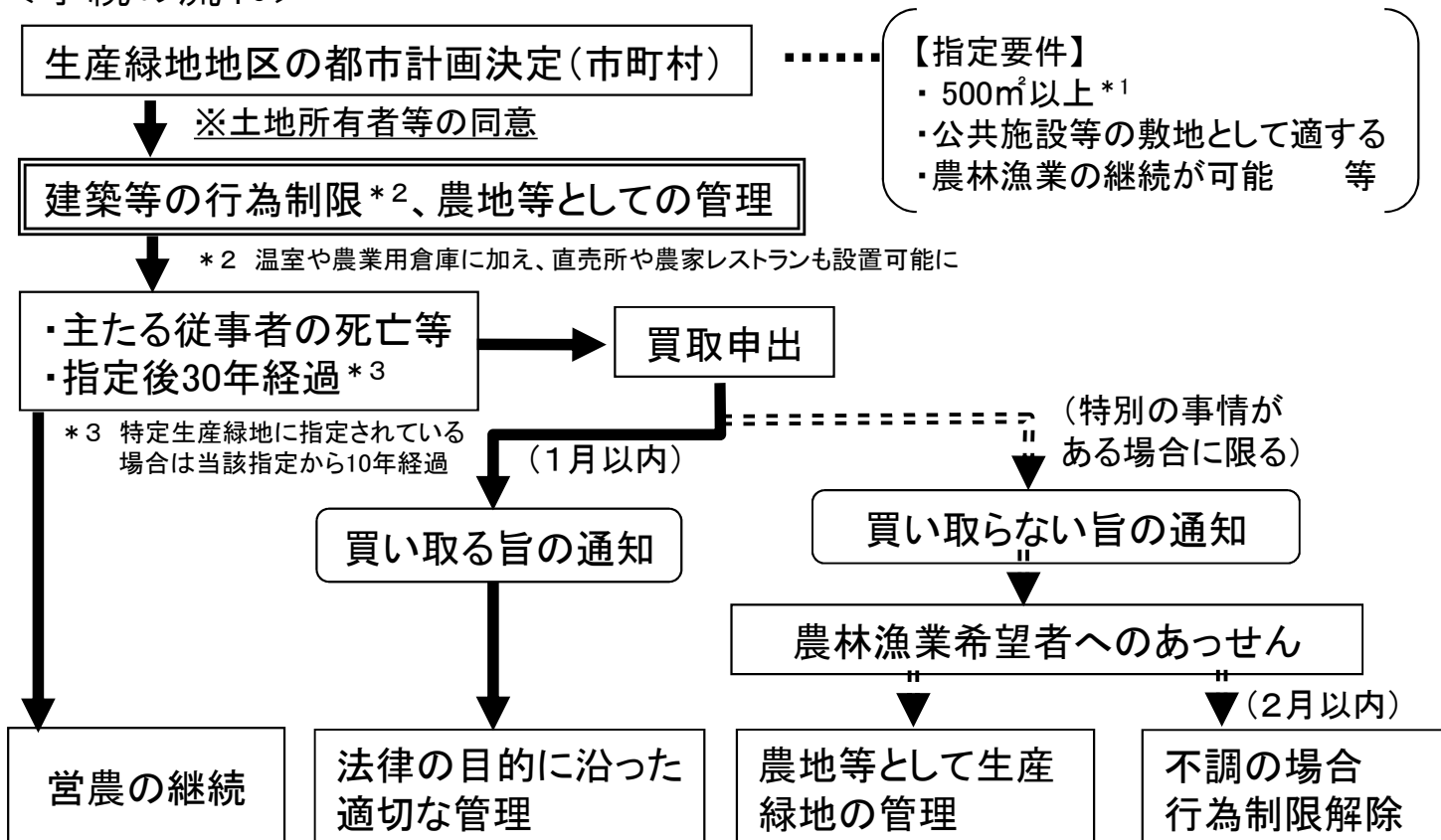
# 生産緑地制度の概要

○市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している500㎡以上\*1の農地を都市計画に定め、建築行為や宅地の造成を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。

○市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

\*1 市区町村が条例により、区域の最低規模を300～500㎡未満で定めることが可能

## < 手続の流れ >



<実績>  
61,318地区、13,008ha  
(H28.12.31現在)

## < 生産緑地地区の例 >



## < 税制措置 > (※三大都市圏特定市の市街化区域内農地)

- ・ 固定資産税が**農地課税** (生産緑地以外は**宅地並み課税**)
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用** (生産緑地以外は**適用除外**)

# 生産緑地法：生産緑地地区の面積要件の引下げ

## 課題・背景

- 生産緑地地区を都市計画に定めるには、一団で500㎡以上の区域とする規模要件が設けられており、要件を満たさない小規模な農地は、農地所有者に営農意思があっても、保全対象とされていない。
- 公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまう(道連れ解除)。

## 都市農業振興基本計画(抜粋)

現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。

## 小規模でも身近な農地として緑地機能を発揮

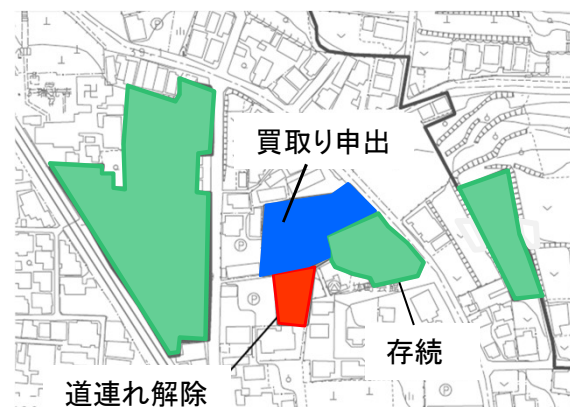
都市住民が農家と交流しながら野菜の収穫体験を行うイベントの実施

面積 約300㎡



## 営農意欲があっても生産緑地地区が解除される事例

買取り申出面積 1,594㎡  
道連れ解除面積 429㎡



公共施設の面積 222㎡  
道連れ解除面積 284㎡



## 改正内容

- 法改正：生産緑地地区の面積要件を条例で300㎡(政令で規定)まで引下げ可能に。
- 運用改善：併せて、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして指定可能に(ただし、個々の農地はそれぞれ100㎡以上)。

※ これらの制度・運用改正を受けた生産緑地も、従前の税制(固定資産税の農地課税・相続税の納税猶予)を適用。

# 生産緑地地区の面積要件の引下げに係る条例制定状況

- ・平成30年1月現在、全国25都市で面積要件の引き下げ条例が制定。さらに今年度内に22都市で条例制定を予定。
- ・すべての都市で、全域を対象に、300㎡に引き下げ

## ■ 条例制定状況

東京都	目黒区、世田谷区、練馬区、足立区、杉並区、江戸川区 日野市、武蔵村山市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、多摩市、稲城市、西東京市
埼玉県	さいたま市
神奈川県	横浜市
愛知県	名古屋市
大阪府	寝屋川市

## ■ 条例制定事例（日野市）

日野市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例（平成29年9月29日条例第29号）

（趣旨）

第1条 この条例は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)第3条第2項の規定に基づき、日野市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

（規模）

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とする。

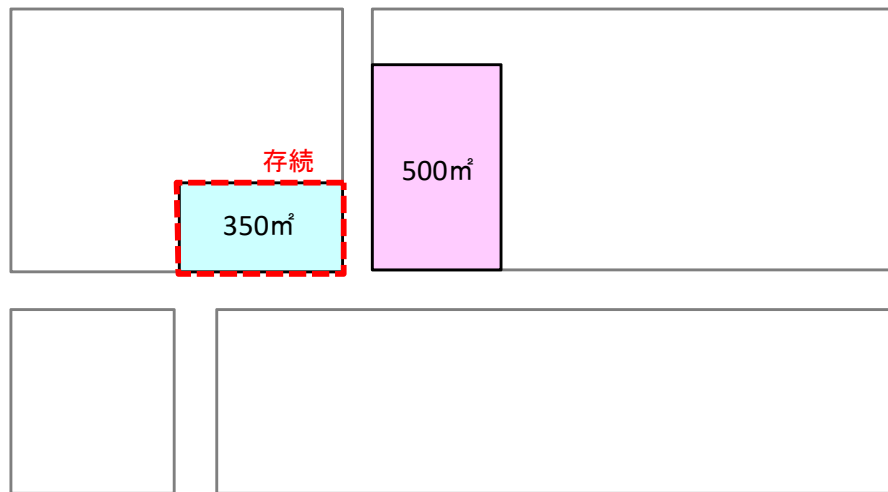
付則

この条例は、公布の日から施行する。

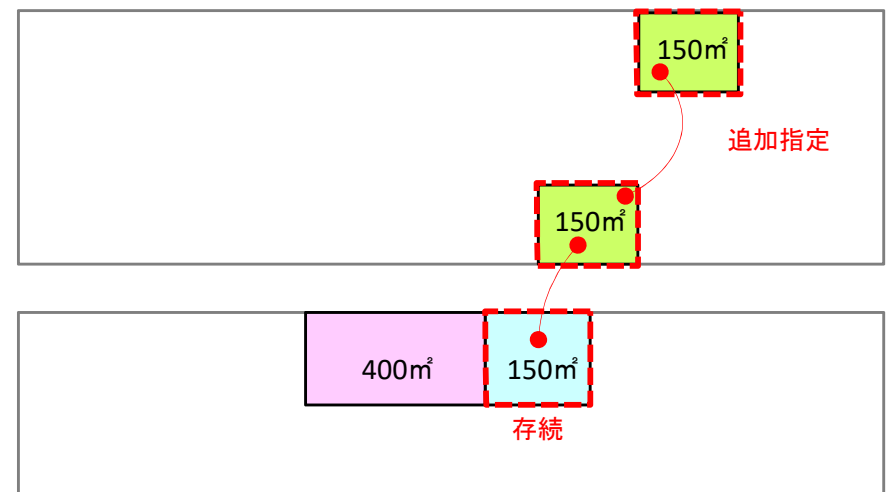
# 面積要件の引下げ及び一団の農地等の運用改善による道連れ解除防止イメージ

買取り申出がなされた農地
  買取り申出により道連れ解除となる農地
  同一又は隣接する街区に立地する農地

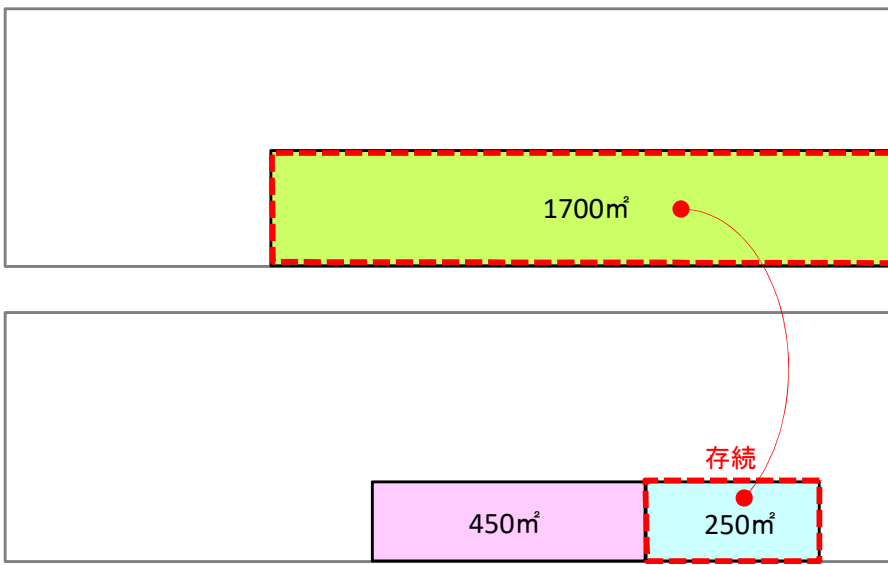
面積要件の引下げ(300㎡)により、道連れ解除を防止



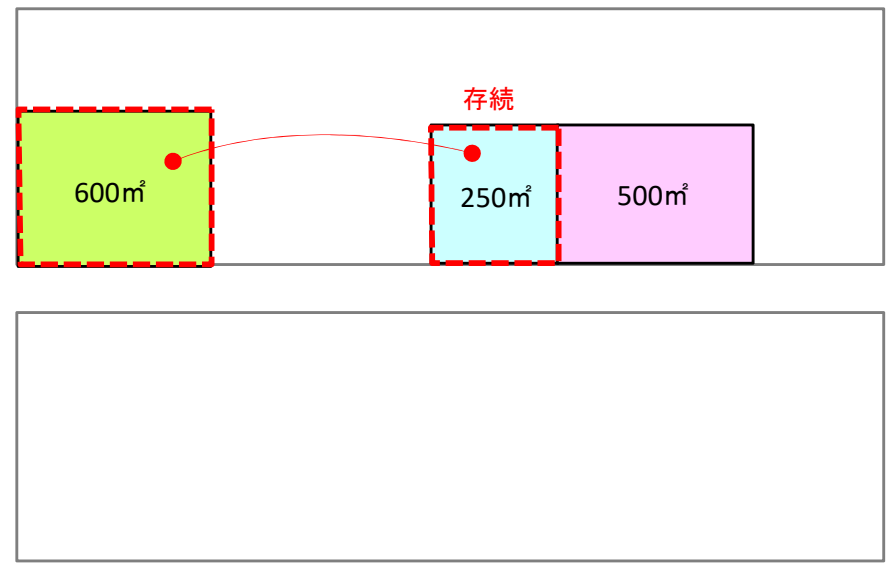
「一団の農地等」の運用改善により、道連れ解除を防止



「一団の農地等」の運用改善により、道連れ解除を防止



「一団の農地等」の運用改善により、道連れ解除を防止



# 生産緑地法：生産緑地地区における建築規制の緩和（直売所等を設置可能に）

## 課題・背景

- ・生産緑地地区内では、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定
- ・かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とするよう要望
- ・国家戦略特区会議にて農家レストランの設置検討についてとりまとめ

## 改正内容

生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加

## 改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらすおそれがないものに限定

### 【設置可能な施設】

#### ①生産又は集荷の用に供する施設

ビニールハウス、温室、育種苗施設、農産物の集荷施設 等

#### ②生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設

農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等

#### ③処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

共同で利用する選果場 等

#### ④休憩施設その他

休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

…農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても…農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）

## 改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加

### 【追加する施設】

①生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設

②生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設

③生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

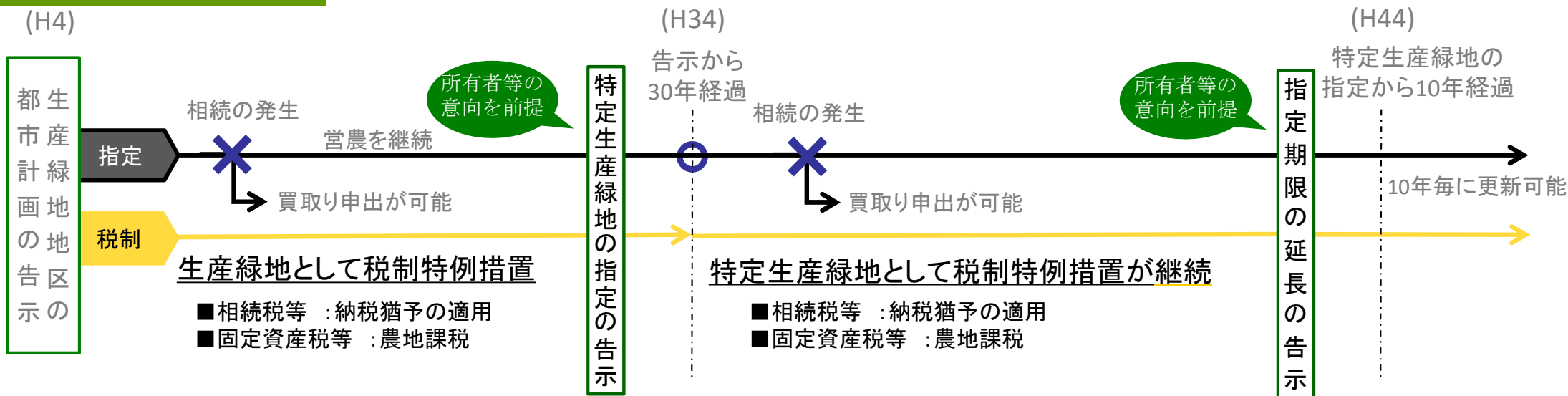
※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を規定。

- ・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全体面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

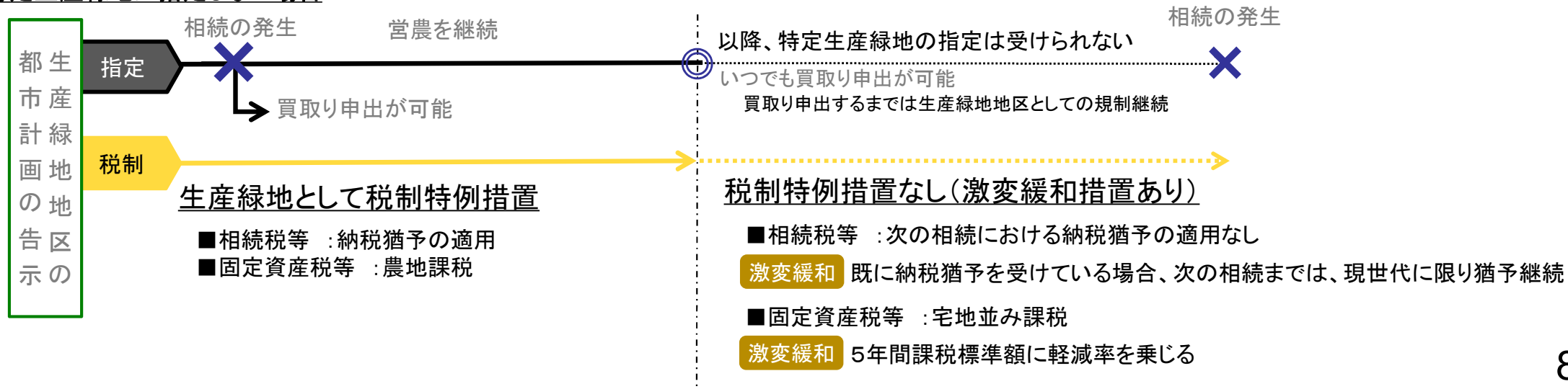
# 生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

## 特定生産緑地に指定する場合



## 特定生産緑地に指定しない場合

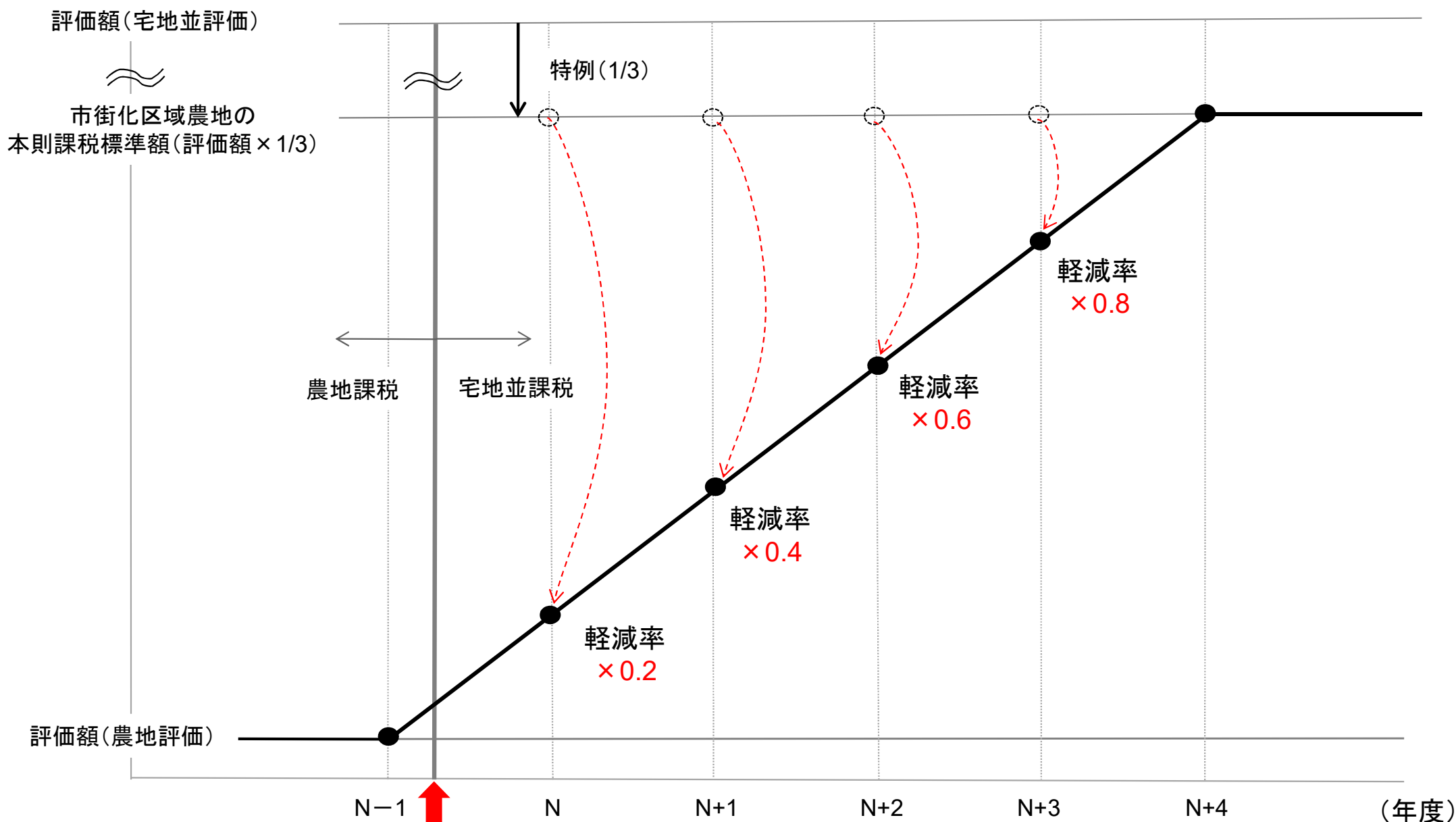




# 固定資産税等の激変緩和措置のイメージ

(特定生産緑地に指定されない生産緑地<三大都市圏特定市>を対象)

評価額 (課税標準額)

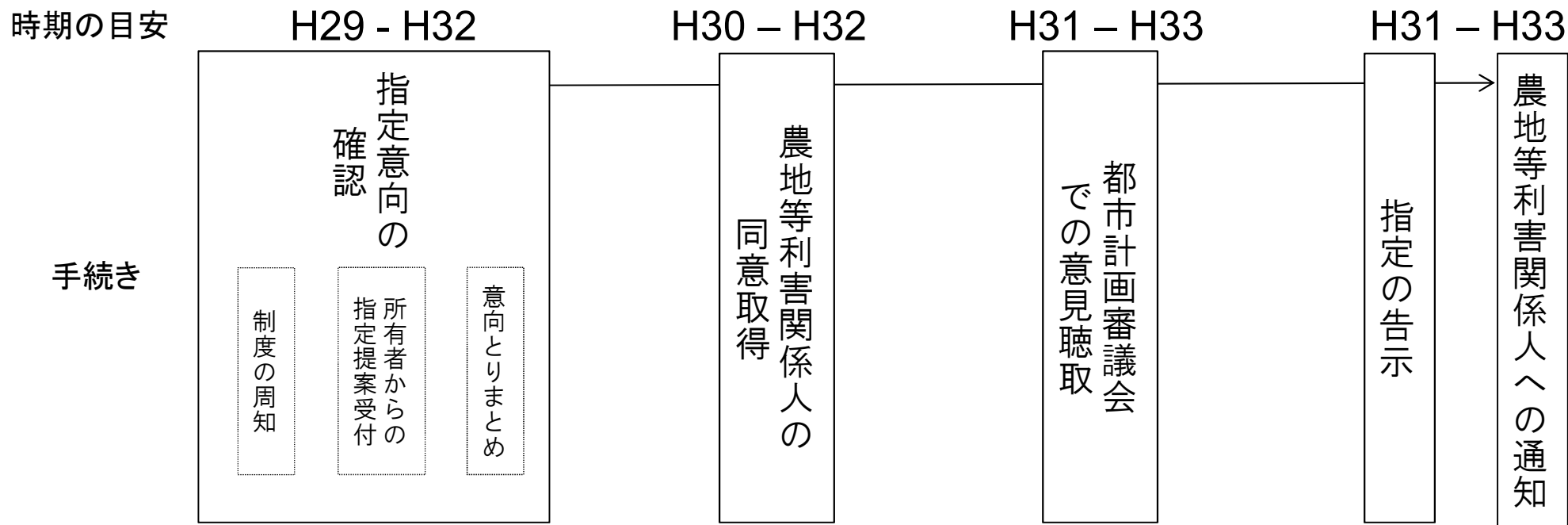


都市計画決定から30年経過  
(特定生産緑地に指定しない)

# 特定生産緑地の指定にあたって（自治体向け）

## 特定生産緑地の指定手続き

※都市計画法に基づく都市計画の決定手続きではありません。



### ➤ 生産緑地の所有者全員に意向確認をお願いします

特定生産緑地の指定は生産緑地所有者等の同意が前提となっています。JA、農業委員会と連携し、意向確認の漏れがないようにしてください。

### ➤ 指定事務の平準化を図って下さい

指定後30年を迎える平成33年には上記の手続きが大量に発生します。特定生産緑地の指定は都市計画決定から30年経過前までならいつでも可能ですので、指定意向のある農家については早めの事務手続きをお願いします。

### ➤ 早急に周知作業に着手して下さい

特定生産緑地は生産緑地地区の都市計画決定から30年経過前までに指定する必要がある、これを過ぎると指定できません。農家に指定意向があっても、生産緑地に抵当権が設定されている場合等に農地等利害関係人の同意取得に時間を要することも想定されますので、遅くとも平成30年4月には農家への情報提供を開始してください。

# 特定生産緑地の指定メリット（農家向け）

- 生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度を創設し、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延伸できることとしました。
  - 特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。
- ※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

## 営農を続ける際のメリット

### 特定生産緑地を選択

- **固定資産税等は引き続き農地評価です**  
 特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。
- **10年毎に継続の可否を判断できます**  
 特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です（10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です）。

### 特定生産緑地を選択しない

- × **固定資産税等の負担が急増します**  
 5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- × **30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません**  
 特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

## 相続する際のメリット

### 特定生産緑地を選択

- **次の相続での選択肢が広がります**  
 次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。
- **農地を残しやすくなります**  
 次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続する見込みです（現在、新たな貸借制度を検討中）。

### 特定生産緑地を選択しない

- × **次の相続での選択肢が狭まります**  
 特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません（現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します）。

# 生産緑地地区の再指定・追加指定について

生産緑地法の改正に合わせて、生産緑地地区の指定に関する都市計画運用指針の記載を見直し、都市農地の保全を推進。

## ■再指定について追記

現況農地等であっても、農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定（=農地転用）による届出が行われているものは、生産緑地法第8条において許容される施設に転用される場合を除き、生産緑地地区に定めることは望ましくない。

ただし、届出後の状況の変化により、現に再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認される場合等には、生産緑地地区に定めることも可能である。

追記箇所

## ■特定市における追加指定を推奨するとともに、一般市の制度導入を呼びかけ

改正前

…（略）地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により生産緑地地区の指定を新たに行うことができる。

また、三大都市圏の特定市以外の市町村においても、本制度の趣旨に鑑み、生産緑地地区の指定を新たに行うことが望ましい。

改正後

…（略）一方で、その後の人口減少・高齢化の進行や、緑地の減少を踏まえ、身近な緑地である農地を保全し、良好な都市環境を形成するため、生産緑地地区を追加で定めることを検討すべきである。

また、三大都市圏の特定市以外の都市においても、本制度の趣旨や、コンパクトなまちづくりを進める上で市街化区域農地を保全する必要性が高まっていることを踏まえ、新たに生産緑地地区を定めることが望ましい。

# 生産緑地と税制

区分		三大都市圏特定市※ <sup>1</sup> の市街化区域内農地		一般市町村の市街化区域内農地		一般農地
		生産緑地以外	生産緑地		生産緑地以外	
			30年経過後 非特定生産緑地	30年まで 特定生産緑地		
固定資産税 の課税	宅地並み評価	宅地並み評価	宅地並み評価	農地評価	宅地並み評価	農地評価
	宅地並み課税	宅地並み課税	宅地並み課税	農地課税	農地に準じた課税	農地課税
相続税の 納税猶予	納税猶予なし	納税猶予なし	納税猶予あり	納税猶予あり	納税猶予あり	納税猶予あり
都市計画 制限	特になし	買取り申出可能 建築制限あり	30年間 建築制限あり	特になし	特になし	市街化調整区域内は 開発許可
農地転用の 制限	原則自由（届出制） ※農業振興施策の大半は対象外					原則不自由（許可制） 一定の場合、賃貸借可能

※1 三大都市圏特定市とは、①都の特別区の区域、②首都圏、近畿圏又は中部圏内にある政令指定都市、③②以外の市でその区域の全部又は一部が三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域内にあるもの。ただし、相続税は平成3年1月1日時点で特定市であった区域以外は一般市町村として扱われる。

※2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸借に限る。

## 課題・背景

- 宅地需要の沈静化や都市農業に対する認識の変化等により、都市農地が都市にあるべきものへ転換(都市農業振興基本計画)
- マンション等の建設に伴う営農環境の悪化防止
- 住居専用の用途地域に農業用施設等は原則として建てられない状況

## 改正内容

 住居系用途地域の一類型として、**田園住居地域\***を創設

- \* 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る

## 開発規制

## ・農地の開発行為等※を市町村長の許可制

※ 土地の造成、建築物の建築、物件の堆積など

 ・市街地環境を大きく改変するおそれがある一定規模(政令で300㎡と規定)以上の開発行為等は、**原則不許可**

## ■ 田園住居地域のイメージ



## 建築規制

## ●用途規制

## 低層住居専用地域に建築可能なもの

- ・住宅、老人ホーム、診療所 等
- ・日用品販売店舗、食堂・喫茶店、サービス業店舗 等(150㎡以内)

## 農業用施設

- ・農業の利便増進に必要な店舗・飲食店 等 (500㎡以内)  
: 農産物直売所、農家レストラン、自家販売用の加工所等
- ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの  
: 温室、集出荷施設、米麦乾燥施設、貯蔵施設 等
- ・農産物の生産資材の貯蔵に供するもの  
: 農機具収納施設等

## ●形態規制

## 低層住居専用地域と同様

容積率: 50~200%、建ぺい率: 30~60%、  
高さ: 10or12m、外壁後退: 都市計画で指定された数値

※ 低層住居専用地域と同様の形態規制により、日影等の影響を受けず営農継続可能

## 税制措置

- ・田園住居地域内の宅地化農地(300㎡を超える部分)について、固定資産税等の課税評価額を1/2に軽減 (平成31年度分より適用)
- ・田園住居地域内の宅地化農地について、相続税・贈与税・不動産取得税の納税猶予を適用

# 田園住居地域内の農地の固定資産税等の課税について

<三大都市圏特定市の場合>

評価額（課税標準額）

宅地化農地の評価額  
（宅地並評価）

宅地化農地の課税標準額  
（評価額 × 1/3）

特例(1/3)

農地Aの場合

農地Bの場合

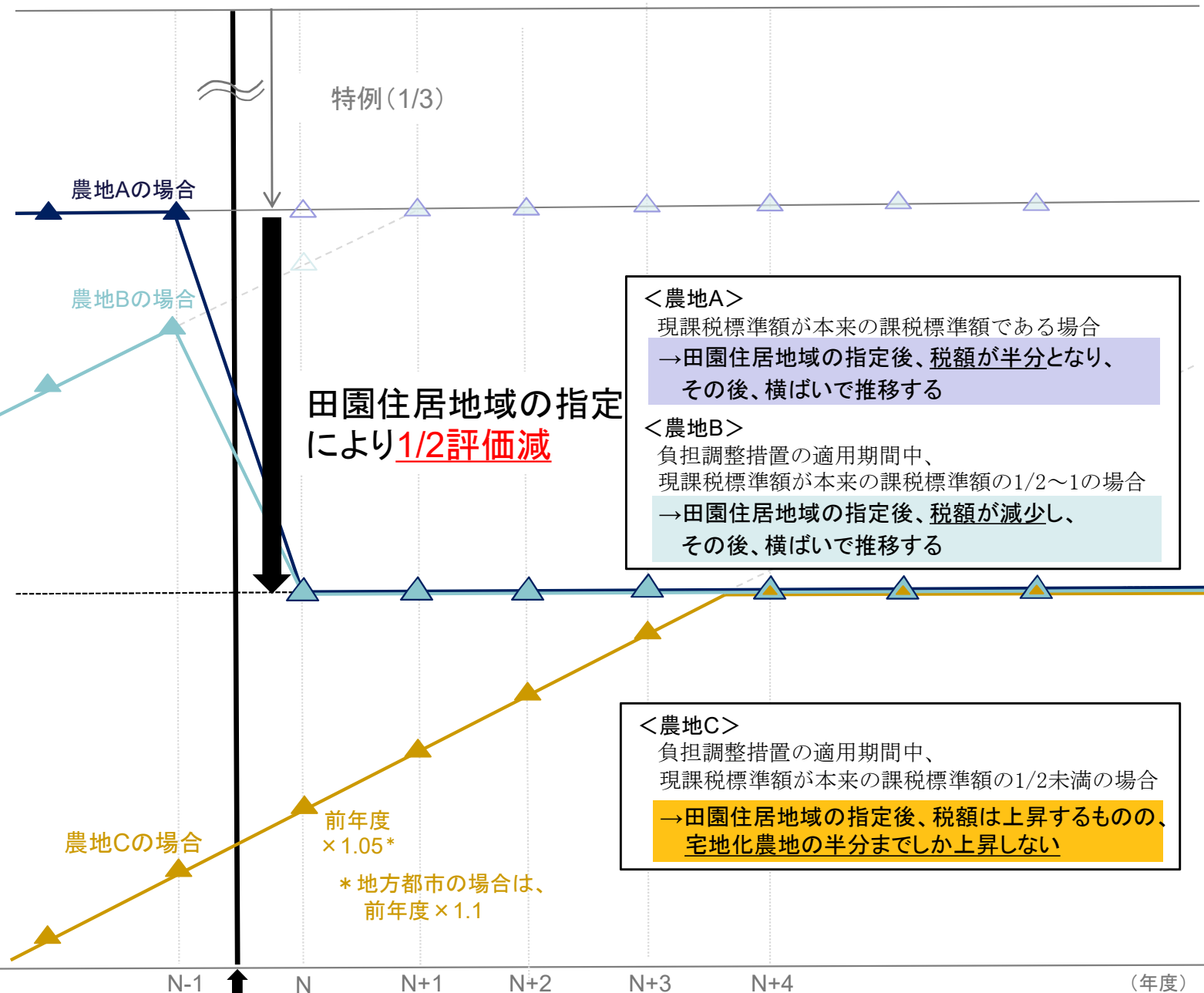
田園住居地域の指定  
により **1/2評価減**

田園住居地域内農地  
の課税標準額  
（評価額 × 1/2） × 1/3

**<農地A>**  
現課税標準額が本来の課税標準額である場合  
→田園住居地域の指定後、**税額が半分**となり、  
その後、横ばいで推移する

**<農地B>**  
負担調整措置の適用期間中、  
現課税標準額が本来の課税標準額の1/2~1の場合  
→田園住居地域の指定後、**税額が減少し**、  
その後、横ばいで推移する

**<農地C>**  
負担調整措置の適用期間中、  
現課税標準額が本来の課税標準額の1/2未満の場合  
→田園住居地域の指定後、**税額は上昇するものの**、  
**宅地化農地の半分までしか上昇しない**



農地Cの場合

前年度  
× 1.05\*

\* 地方都市の場合は、  
前年度 × 1.1

N-1

N

N+1

N+2

N+3

N+4

(年度)

田園住居地域に指定

## 田園住居地域の活用エリアイメージ

- 市街化区域の縁辺部にある第一種低層住居専用地域など住宅地の中に農地が多く賦存し、営農環境と住環境の調和を図るエリア
- 立地適正化計画において居住誘導区域外となる区域で、農地の開発やスプロール化を抑制し、良好な住環境を維持するエリア

※市街化調整区域を新たに市街化区域に編入するために、本用途地域を活用することは想定していません。





## 生産緑地地区及び田園住居地域

平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)より

### 相続税・贈与税・不動産取得税

農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び不動産取得税の徴収猶予制度について、次の見直しを行う。

- ① 特例農地等の範囲に、特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える。
- ② 特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する。

### 固定資産税・都市計画税

○ 生産緑地法の改正に伴い、都市計画法に規定する生産緑地地区の区域内的の農地について、次の措置を講ずる。

- ① 生産緑地地区の区域内的の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの(指定の期限の延長がされなかったものを除く。)に係る固定資産税及び都市計画税について、現行制度と同様の措置を講ずる。
- ② 生産緑地地区の区域内的の農地のうち特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかったものに係る固定資産税及び都市計画税について、宅地並み評価とした上で、生産緑地地区の区域内的の農地に該当しないこととなった市街化区域農地と同様の激変緩和措置を講ずる。

○ 都市計画法の改正に伴い、同法に規定する田園住居地域の区域内的の市街化区域農地について、300㎡を超える部分に係る土地の価額が類似宅地の価額を基準として求めた価額から造成費相当額を控除した価額の2分の1となるような減価補正(総地積に対する300㎡を超える部分の割合に応じて段階的に定める減価補正)を行う評価を平成31年度から適用するため、所要の措置を講ずる。

## 貸借制度(主務:農林水産省)

### 相続税

イ 次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用する。

(イ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律(仮称)に規定する認定事業計画(仮称)に基づく貸付け

(ロ) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付け(仮称)の用に供されるための貸付け

(ハ) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(ニ) 特定農地貸付け法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているものに限る。)に供されるための貸付け

ロ 三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を終身(現行:20年)とする。

(注) 上記イ及びロの改正は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得する農地等に係る相続税について適用する。

なお、同日前に相続又は遺贈により取得した農地等について相続税の納税猶予の適用を受けている者については、選択により、上記イの適用ができることとし、その場合には、上記ロも適用する。

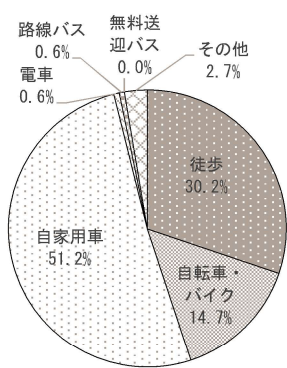
### 3) 交通手段

#### ■全体の傾向

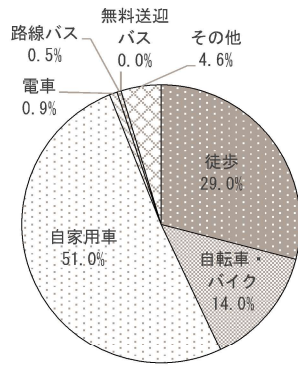
- ・すべての買物品目で、「自家用車」の利用の割合が最も高い。
- ・自家用車以外の交通手段に関しては、品目で傾向が分かれる。
  - ：「生鮮食料品」「加工食品」「家庭用品」「日用衣料品」「クリーニング」「理美容」については、「徒歩」が多い。
  - ：「日用衣料品」と全ての「買回り品」については、「電車」の利用が多い。

買物品目	徒歩	自転車・バイク	自家用車	電車	路線バス	無料送迎バス	その他
	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%	構成比%
日用品	生鮮食料品 (野菜、果物)	30.2	14.7	51.2	0.6	0.6	2.7
	生鮮食料品 (肉魚、牛乳、米等)	29.0	14.0	51.0	0.9	0.5	4.6
	加工食品 (パン、惣菜、調味料等)	28.5	14.6	51.4	2.0	0.5	2.9
	家庭用品 (医療品、化粧品、台所用品等)	24.2	13.0	56.0	3.5	0.6	2.6
	日用衣料品 (下着、普段着等)	13.6	7.4	62.3	13.6	0.5	2.5
買回り品	衣料品 (婦人、紳士、子供服等)	5.5	4.0	62.0	24.0	0.4	3.5
	身の回り品 (靴、鞆、時計、眼鏡)	4.5	3.7	60.3	27.6	0.6	3.1
	家電・家具・ インテリア商品	2.3	2.8	72.9	14.8	0.7	6.1
	スポーツ・レジャー用品	2.1	2.5	72.4	16.5	0.4	5.4
	貴金属・贈答品	2.3	2.3	50.9	39.7	0.2	4.6
その他	クリーニング	38.1	14.0	45.1	1.2	0.4	1.2
	理美容	30.9	11.9	39.9	15.1	1.3	0.8

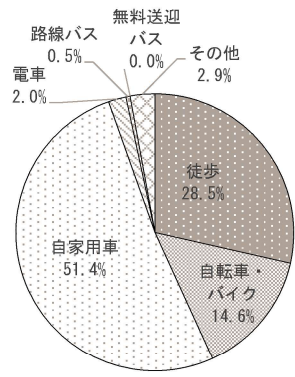
※表内の網掛けは、が構成比の高い項目の1位で、が2位である。



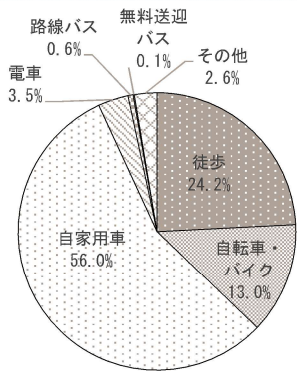
生鮮食料品（野菜、果物）



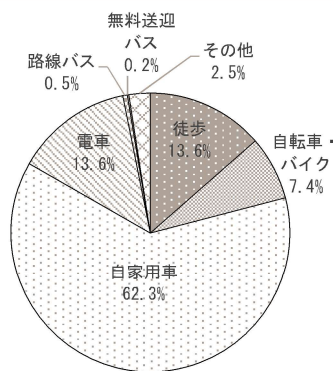
生鮮食料品（肉魚、牛乳、米等）



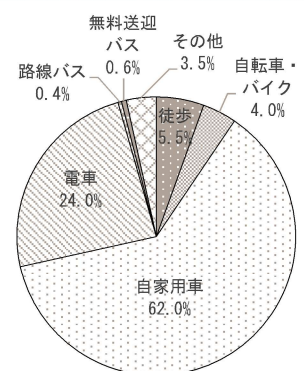
加工食品（パン、惣菜、調味料等）



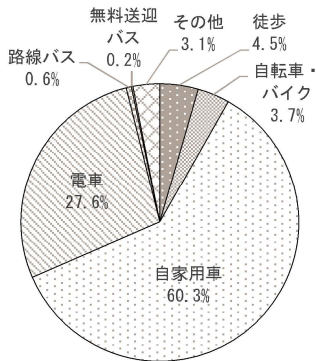
家庭用品（医療品、化粧品、台所用品等）



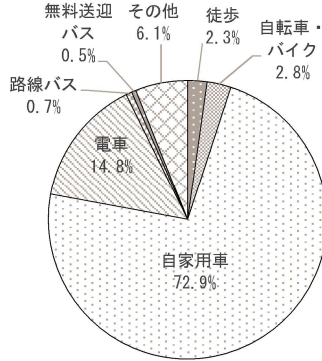
日用衣料品（下着、普段着等）



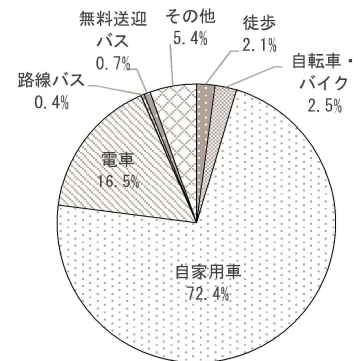
衣料品（婦人、紳士、子供服等）



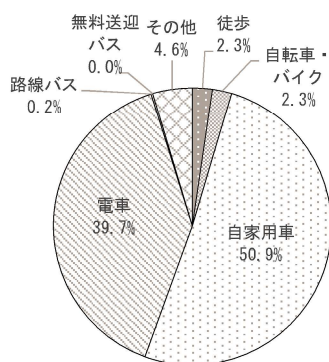
身の回り品（靴、鞆、時計、眼鏡）



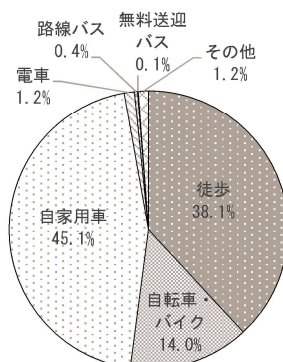
家電・家具・インテリア商品



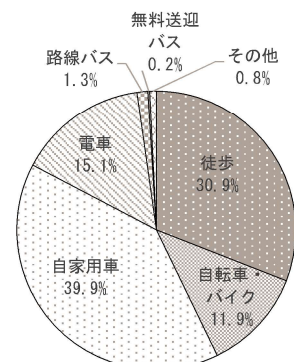
スポーツ・レジャー用品



貴金属・贈答品



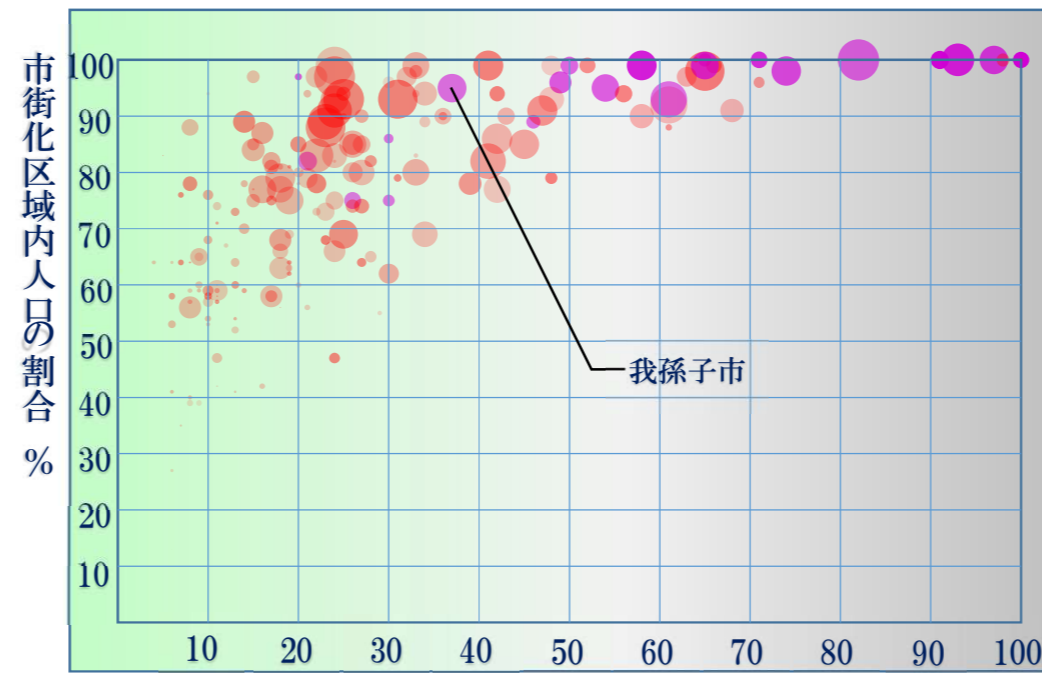
クリーニング



理美容

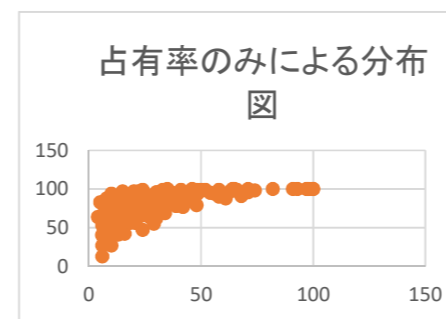
立地適正化計画策定市・町比較（人口20万人以下の都市〔都市計画区域別〕）

	R	C	X	Y
	現在人口(千人)	人口密度(人/ha)	面積占有率(%)	人口占有率(%)
	市街化区域	市街化区域	市街化区域	市街化区域
我孫子市	127	79	37	95
室蘭市	88	24	48	99
釧路市	168	32	24	99
北広島市	58	34	15	97
石狩市	53	19	30	96
鷹栖町	5	31	5	83
東神楽町	9	35	10	90
芽室町	15	18	10	94
弘前市	123	43	16	77
	… 中略 …			
木更津市	111	33	24	83
成田市	98	48	16	87
佐倉市	157	65	23	89
流山市	161	75	61	93
酒々井町	17	46	19	81
栄町	15	44	11	71
	… 中略 …			
太宰府市	70	59	52	99
那珂川市	43	76	30	86
基山町	14	31	20	78
時津町	27	53	25	90
合志市	34	62	10	58
益城町	26	60	7	76
別府市	119	42	33	99
日向市	49	28	34	89
国富町	10	32	15	77



都市計画区域に占める市街化区域面積の割合 %

- 市街化区域人口密度 70人/ha以上
- 市街化区域人口密度 70人/ha未満



グラフの読み取り

- ・立地適正化計画策定市・町(未公表も含む)のうち都市計画区域内人口データが20万人以下のものについて、都市計画年報から抽出した。(H27年度版)
- ・グラフについて、右側領域ほど都市計画区域面積に占める市街化区域面積割合が高いため、森林や農地等が少ない、都市部である傾向を意味している。
- ・反対に左側領域は郊外である傾向を意味しているとともにコンパクトなまちが設定されていることを表している。
- ・縦軸は都市計画区域内人口に占める市街化区域内人口の割合であり、上部ほど、市街化区域に人口が集約されていることを意味している。
- ・円の大きさは人口規模、色の濃さは人口密度を表す。
- ・円が大きく、色が濃い(紫)ほど市街化区域内人口が多く、かつ人口密度も適正に維持されていることを表している。
- ・本市は、左側領域の最上部の集団に含まれ、比較的大きく、紫色にて表現されていることから、この母集団においては極めてコンパクトで適切なまちとしての位置取りであることを確認することができる。